

平成 22 年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

首都大学東京

平成 23 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	31
基準7 学生支援等	33
基準8 施設・設備	37
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	39
基準10 財務	42
基準11 管理運営	45
<参 考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56



**独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について**

**1 評価の目的**

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

**2 評価のスケジュール**

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

22年7月	書面調査の実施
8月～9月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～23年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
飯野正子	津田塾大学長
稲垣卓	前 大阪教育大学長
尾池和夫	国際高等研究所理事・所長
大塚雄作	京都大学教授
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
郷通子	情報システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際基督教大学長
永井多恵子	せたがや文化財団副理事長
野上智行	国立大学協会専務理事
ハス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○金 川 克 子	神戸市看護大学長
木 部 暢 子	人間文化研究機構国立国語研究所教授
◎児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
○小 林 俊 一	秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土 屋 俊	千葉大学教授
飛 松 好 子	国立障害者リハビリテーションセンター病院第一診療部長
中 野 常 男	神戸大学教授
野 口 美和子	沖縄県立看護大学長
別 所 遊 子	神奈川県立保健福祉大学教授
○前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
○森 正 夫	公立大学協会相談役

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成22年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

首都大学東京は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員採用の選考委員会に学外専門家を加えており、人事の透明性を確保している。
- 教員の年度評価を実施し、その結果を業績給に反映している。
- 主に1年次に履修する都市教養プログラムの「現場体験型インターンシップ」は、様々な課題を抱える大都市の現場に直接接触し、問題意識の醸成や主体的に取り組む能力の育成を図るため、東京都や区市の事業所、民間企業等を受入先として実施されており、大都市大学の特徴を活かした取組となっている。
- 平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に横浜国立大学と共同で採択された「熟練技術者を活用したものづくり実践教育」では、支援期間終了後も、「首都大学東京教育改革推進事業」の一環として継続実施している。
- 平成19年度文部科学省大学院GPに「公共経営の人材育成プログラム」、「物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成」及び「企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成」の3件が採択され、支援期間終了後も「首都大学東京教育改革推進事業」において、それぞれ「経営学と金融工学を軸とした公共経営の人材育成プログラム」、「物質科学における大学院教育の国際化の展開」及び「研究・仕事基礎力を踏まえた自主企画力育成」として、継続して実施している。また、平成21年度文部科学省大学院GPに「理工横断型人材育成システムの再構築」が採択されている。
- 平成17年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「物理と化学の融合した視野の広い研究者育成」及び「異分野経験を核とする独創的思考回路の構築」が採択され、その成果を文部科学省大学院GPの「物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成」及び「企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成」へと発展させている。
- 平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に「自発活動力育成を軸とした仕事基礎力の向上」が採択されている。
- 博士後期課程において、首都大学東京大学院研究奨励奨学金や東京都の「アジア人材育成基金」を用いて、多様な学生に対する援助を行っている。
- 人材育成の指針として策定した『人材育成プログラム』に基づき「職員研修実施計画」を作成し、職場外研修、職場内研修、自己研修を柱として体系的な研修を実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的は学則第1条に「首都大学東京は、東京都における学術の中心として、東京圏の教育機関及び研究機関等と連携して、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、大都市の現実に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする」と定められている。東京都が設立団体である、公立大学法人首都大学東京が設置する公立大学であることを強く意識していることが特徴的である。

同様の特徴は現行の中期目標にも「都市環境の向上」、「大都市の特色を生かした教育」、「大都市に着目した研究」、「地場優先」などの表現で強力に表現されている。

都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部では学部ごと、組織規模が大きい都市教養学部においては一定のまとまりのある専門分野を束ねた「系」ごとに、各規則において学則に掲げる目的に沿った形で目的を明確に定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は大学院学則第1条に「首都大学東京大学院は、広い視野に立って、専門分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする」と定められ、ここでも「都民のため」という特徴が見られる。また各研究科の目的も大学院学則第7条の2～7にそれぞれ定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

学則等に定める大学及び学部の目的等やその趣旨は、学生に対して『履修の手引』や各種ガイダンスに

よって周知を図っている。大学院学則に定める大学院及び研究科の目的は、各研究科の履修案内等により周知を図っている。

教職員には、『履修の手引』、各研究科の履修案内やガイダンス資料、『法人職員ハンドブック』及びウェブサイトにて学則等や基本的な目標を掲載して周知を図っている。

社会に対しては大学案内及びウェブサイトにより広く公表を行っている。特に受験生には大学説明会やオープンクラス等の際にパンフレットを配布することなどによって周知を図っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の学士課程は以下のように構成されている。

- ・ 都市教養学部（1学科：都市教養学科）
- ・ 都市環境学部（1学科：都市環境学科）
- ・ システムデザイン学部（1学科：システムデザイン学科）
- ・ 健康福祉学部（4学科：看護学科、理学療法学科、作業療法学科、放射線学科）

学則に「大都市における人間社会の理想像の追求」を使命として挙げ、それに基づいて中期目標において具体的な重点課題として「都市環境の向上」、「ダイナミックな産業構造をもつ高度な知的社会の構築」、「活力ある長寿社会の実現」を設定している。これらを実現するため、上記の4学部が設置されている。（当該大学は平成17年に東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学を再編・統合して開学したものであり、現行の専門分野の構成はおおむねこの旧体制に対応している。）

都市教養学部は基礎的な分野における知の継承と創造という大学の基本的役割を担う。当該学部は都市教養学科のみを持ち、学科はさらに人文・社会系（社会学、心理学・教育学、国際文化の各コース）、法学系（法律学、政治学の各コース）、経営学系（経営学、経済学の各コース）、理工学系（数理科学、物理学、化学、生命科学、電気電子工学、機械工学の各コース）、及び他の系から独立・分野横断的に設置され、2年次から選択できる都市政策コースからなる。この学部は旧東京都立大学を母体とし、都立大学の人文学部、法学部、経済学部をそれぞれ人文学系、法学系、経営学系として継承し、理学部と工学部及び旧東京都立科学技術大学の工学部を再編して、その一部を理工学系としたものである。そのためにこの学部の規模は他の3学部に比して極めて大きく（入学定員で約4倍）、それが当該大学の構造上の特徴になっている。

都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部は大学の3つの重点課題に呼応して、基礎的な学問分野を踏まえつつ大都市が抱える重要な問題の解決に資する教育を行う。

都市環境学部は、旧東京都立大学の理学部及び工学部それぞれの一部及び大学院都市科学研究科を母体とし、都市環境学科（地理環境、都市基盤環境、建築都市、分子応用化学、自然・文化ツーリズムの各コース）からなる。

システムデザイン学部は、旧東京都立大学の工学部及び旧東京都立科学技術大学の工学部のそれぞれの一部を母体とし、システムデザイン学科（ヒューマンメカトロニクスシステム、情報通信システム、航空宇宙システム工学、経営システムデザイン、インダストリアルアートの各コース）からなる。

健康福祉学部は、旧東京都立保健科学大学を母体とし、看護学、理学療法学、作業療法学、放射線学の各学科からなり、その下にコースは設けられていない。

これらのことから、学部及びその学科の構成が教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

基礎・教養教育は、全学の教務委員会の部会である基礎教育部会が中心となって全学協働の教育体制を整備し、大学教育センターの全学共通教育部門、FD・評価支援部門が円滑な実施と改善を図っている。大学教育センターは特色ある基礎・教養教育の企画・調整等を担い、情報教育や英語教育の調整に当たる教員や、キャリア教育、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を担当する教員が配置されている。

基礎教育部会は、基礎・教養教育のプログラムの実施に係る調整、具体的には、全学共通科目のシラバス編纂や時間割編成を行っている。また、全学のFD委員会と連携して、授業の満足度等を計測する授業評価アンケートを実施し、教育方法の改善に向けた取組にも関与している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院には、各学部・系を基礎とする以下の6研究科が設置されている。

- ・ 人文科学研究科（博士前期課程4専攻：社会行動学専攻、人間科学専攻、文化基礎論専攻、文化関係論専攻、博士後期課程4専攻：社会行動学専攻、人間科学専攻、文化基礎論専攻、文化関係論専攻）
- ・ 社会科学研究科（博士前期課程2専攻：法学政治学専攻、経営学専攻（ビジネススクールを併設）、博士後期課程2専攻：法学政治学専攻、経営学専攻、専門職学位課程：法曹養成専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程6専攻：数理工学専攻、物理学専攻、分子物質化学専攻、生命科学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、博士後期課程6専攻：数理工学専攻、物理学専攻、分子物質化学専攻、生命科学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻）
- ・ 都市環境科学研究科（博士前期課程1専攻：都市環境科学専攻、博士後期課程1専攻：都市環境科学専攻）
- ・ システムデザイン研究科（博士前期課程1専攻：システムデザイン専攻、博士後期課程1専攻：システムデザイン専攻）
- ・ 人間健康科学研究科（博士前期課程1専攻：人間健康科学専攻、博士後期課程1専攻：人間健康科学専攻）

人文科学、社会科学、理工学の3研究科は都市教養学部を基礎とし、おおむねコースに対応して学問分野ごとに専攻を設置している。

人文科学研究科及び理工学研究科は、それぞれ都市教養学部の人文・社会系、理工学系を基礎としているが、社会科学研究科は、法学系及び経営学系という二つの系を基礎とする専攻（法学政治学及び法曹養成専攻並びに経営学専攻）が一つの研究科に構成されている。なお、法科大学院及びビジネススクールを大都市東京に根ざした問題解決等を扱うことができる当該大学ならではの専攻等として設置している。

都市環境科学、システムデザイン、人間健康科学の3研究科は、大学の重点課題に呼応した研究科であり、課題の複雑性に対応し、既存学問分野を基盤とし、教育研究を柔軟に展開できるように、分野間の緊密な連携・協働が可能な1専攻構成とし、教育課程、研究分野のまとめとして「学域」を置いている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断

する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

教育研究に係る附属施設・センターとして、以下のセンターが置かれている。

- ・ 大学教育センター
- ・ 国際センター
- ・ オープンユニバーシティ
- ・ 図書情報センター
- ・ 戦略研究センター

大学教育センターは、入試部門、全学共通教育部門、FD・評価支援部門から構成され、全学の基礎・教養教育の企画・調整やFD活動の一部を行っている。

国際センターは、教育研究の国際化及び国際交流の推進に資することを目的としている。

オープンユニバーシティは、中期目標及び中期計画に基づき、生涯学習の拠点として各種講座の提供、地域社会の活性化に関する事業を行うことを事業内容としている。

図書情報センターは、図書及び電磁的記録その他の資料を収集、管理し、利用に供することにより、教育及び研究に資することをその責務としている。

戦略研究センターは、当該大学における特定の重点的・戦略的研究や外部資金を活用した重要な課題について最先端の研究を実施している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育に関する重要事項を審議するため、全学組織として教育研究審議会を設置し、各学部・系、研究科、大学教育センター及びオープンユニバーシティには教授会を置いている。なお、都市教養学部は組織規模が大きいことから、日常的な教育研究活動の単位としての系に教授会を置いている。また、都市教養学部などでは、運営の円滑化を図るため、代議員会を置いている。これらの組織は定例的に開催され（教育研究審議会：月2回程度開催、教授会・代議員会：標準的には月1回程度開催）実質的な審議を行っている。

なお、特定の系に属さない都市政策コースの教育活動に関わる重要事項は都市教養学部代議員会において審議されているが、この審議の在り方については、より効率的な形態がないかなど、現在、検討中である。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学に関わる教務に関する事項について扱う教務委員会があり、その下に、各学部・系、研究科におけ

る教務を扱う教務委員会部会、基礎・教養教育を扱う基礎教育部会、マルチキャンパス対応教育に関することを扱うマルチキャンパス対応教育部会がある。さらに、教育機関としての機能の充実と教育活動の改善を図るためFD委員会がある。教務委員会、基礎教育部会及びFD委員会は各月1回開かれ、全学の教務に関すること、基礎・教養教育の実施に係る調整、また授業評価と教育活動に係る改善への検討が行われている。

FD委員会は授業方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究や、授業評価アンケートを実施している。

各学部・系、研究科における教務委員会部会は、標準的には月1回程度開催され、それぞれの教務に関する検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。



**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

公立大学法人首都大学東京における組織編制のための基本方針として、中期目標に「時代の変化や社会のニーズを敏感に察知するとともに、自己点検・評価や外部評価等を踏まえ、柔軟かつ機動的に、大学にあっては学部・研究科等、高等専門学校にあっては学科等の教育研究組織を見直し、それに対応した新たな組織の整備や適切な教員配置を行う」とされている。

教員組織は学部のコースあるいは学科及び研究科の専攻あるいは学域ごとに編制し、教育研究の必要に応じてそれぞれ教授・准教授・助教を配置している。

各コース等、専攻等にはコース長・専攻長を置き、コース長・専攻長を中心に、コース・専攻内で役割分担を行いながら、各教員が連携して組織的に教育を実施している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 都市教養学部：専任 342 人（うち教授 152 人）、非常勤 310 人
- ・ 都市環境学部：専任 114 人（うち教授 48 人）、非常勤 69 人
- ・ システムデザイン学部：専任 90 人（うち教授 39 人）、非常勤 39 人
- ・ 健康福祉学部：専任 83 人（うち教授 30 人）、非常勤 247 人
- ・ 大学教育センター：専任 21 人（うち教授 7 人）、非常勤 0 人

専任教員数は、すべての学部・学科において大学設置基準を満たしている。専門教育科目の主要科目の専任教員の担当状況は、ほとんどの学部・系で 80%以上であり、さらに担当専任教員のほとんどが教授、准教授である。なお、学士課程における専任教員当たりの学生数（収容定員/専任教員数）は 10～20 人であり少人数教育が行われている。



これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員 96 人（うち教授 58 人）、研究指導補助教員 9 人
- ・ 社会科学研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 41 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 120 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 都市環境科学研究科：研究指導教員 80 人（うち教授 51 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ システムデザイン研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 人間健康科学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 8 人

〔博士後期課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 33 人
- ・ 社会科学研究科：研究指導教員 42 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 24 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 115 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 都市環境科学研究科：研究指導教員 57 人（うち教授 51 人）、研究指導補助教員 23 人
- ・ システムデザイン研究科：研究指導教員 48 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 人間健康科学研究科：研究指導教員 41 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 10 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程である社会科学研究科法曹養成専攻における専任教員数は、14 人（うち教授 13 人、実務家教員 6 人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用については、基本的に公募制がとられている。

任期制を導入しており、教育研究の実態に即した任期制の種類を設定し、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき教育研究を行うプロジェクト型任用を行うなど、重点的な研究教育分野への人員配置が可能となっている。なお、プロジェクト型任用については、平成 22 年度現在で 12 人が採用されている。

サバティカル制度、裁量労働制を導入している。平成 21 年度のサバティカル利用実績は全学で 23 件である。また、部局によっては、教員の教育研究活動を活性化させることを目的として優秀教員表彰制度を設けている。

教員の評価に関する規程に基づき、教員は年度末及び任期末に、自己申告による目標設定と実績に対して部局長等の評定を受ける。

教員組織の年齢構成は、～30 歳：14 人（2.0%）、31～40 歳：173 人（24.4%）、41～50 歳：230 人（32.4%）、

51～60歳：194人（27.3%）、61歳～：99人（13.9%）（学部、平成22年度5月1日現在）でバランスがとれている。

外国人教員数は12人、教員全体に占める比率は1.7%である。これは、全国の大学教員における外国人教員比率3.4%（文部科学省「学校基本調査」平成21年）を下回っている。女性教員比率は14.8%である。学部・系、研究科別の女性教員比率は、文部科学省「学校教員統計調査」（平成19年）に示されている全国の大学の専門分野別の女性教員比率とほぼ同程度であるが、さらにダイバーシティ施策（多様性の受容）を推進すべく、例えば、育児休業の利用などの教職員に対するワークライフバランス施策の利用推進など、新たな行動計画案の策定に着手している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用は公募を原則としている。選考は大学教員の任命等に関する規則及び「公立大学法人首都大学東京における大学教員採用手続き」に基づき、各部局に設置する教員選考委員会及び全学の人事委員会の審査において選考が行われる。選考に当たっては、教育領域、研究領域、社会貢献領域、さらに分野マッチングについての評価が基本になり、さらに各研究科・学部での学問分野の特性に応じた基準による評価が加わる。選考委員会委員は部局長、部局長が指名する同分野の学内教員、FD担当や産学公連携担当などの学内委員、及び同分野の学外専門家からなっている。

なお、昇任に関しても、採用に基づく基準に準じて実施されている。

教育上の指導能力の評価等については、公募時の提出書類において、教育方法の実践例など教育上の能力に関する事項や、これまでの担当授業科目及び大学院学生の研究指導の実績を提出させ、教育及び研究指導に関する実績や能力を評価している。また、学部によっては、面接時のプレゼンテーションや模擬授業を課すなどしている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員は教育・研究活動等の項目について、年度評価、任期評価を受けることとなっている。

年度評価については、当初の自己申告（4月1日基準日）と年度末の自己申告（3月31日基準日）を基に実施する。各教育研究組織において教員評価委員会を設置し、部局別評価基準に従い評価を行い、評定者となる部局長が評定案を決定し、人事委員会での審査を踏まえ評定を決定し、結果を学長へ報告している。任期評価については、年度評価に準じた方法で一任の任期に対し評価を行っている。評定の公平性、透明性を保つために評定に対する教員本人の苦情申出制度が設けられている。

年度評価の結果は教員の業績給（年2回のいわゆるボーナス）に反映し、任期評価は再任判定に用いられている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員選考は、採用後の担当授業科目を配慮して行われ、授業科目編成は、教員の専門分野との密な関連において決定されている。例えば、社会科学部研究科（法曹養成専攻）において、主な研究活動を「医療過誤と刑事司法」とし、「医療過誤と重過失」法学会雑誌 49 巻 1 号 83-116 頁（2008）等の業績を上げている教員が、「刑事法総合 1（大学院）」等の講義を担当している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員、技術職員等については、常勤職員 269 人（うち教務関係や厚生補導等を担う事務職員等 86 人）、非常勤職員 109 人（同 62 人）、人材派遣 33 人（同 6 人）が配置されている。

基礎ゼミナールに学部学生を含む教育指導補助員（平成 22 年度 35 人）を、情報科目にも学部学生等を含む情報教育授業補助員（平成 22 年度 55 人）を、各研究科では TA（平成 22 年度 219 人）を配置している。

平成 22 年度より、教育の成果や効果を担保するために、基礎・教養教育の都市教養プログラムでは、教員の求めに応じて受講者が 400 人を超える科目に教育指導補助員を配置し、活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教員採用の選考委員会に学外専門家を加えており、人事の透明性を確保している。
- 教員の年度評価を実施し、その結果を業績給に反映している。

#### 【更なる向上が期待される点】

- ダイバーシティ施策（多様性の受容）を推進すべく新たな行動計画案の策定に着手しており、男女共同参画等の一層の推進が期待される。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

全学として「求める学生像」を以下のように定め、各学部、大学院では、これに基づいて入学者受入方針を策定している。

1. 知的好奇心にあふれ、未知のものにチャレンジする人
2. 独創的な発想に富み個性豊かな人
3. 人とのかかわりを大切にし、社会に貢献する人
4. 向上心が強く努力を惜しまない人

学部においては、各学部・系・コース等で、それぞれの教育の目的・理念に基づいた、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針を明確に定めており、ウェブサイトにおいて公表しているほか、大学案内、入学者選抜要項などに記載し、大学説明会や進学ガイダンスを通じて、受験希望者や保護者又は学外関係者に対して周知を図っている。

大学院においても、入学者受入方針を明確に定め、ウェブサイトのほか、研究科案内、学生募集要項などを通して公表するなど、周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程では、一般選抜（前期・後期日程試験）のほかに、推薦入学、数か月間にわたり実施されるゼミナールや実験などの取組姿勢と面接により選抜するゼミナール入試などのAO入試、特別選抜など、多様な選抜を実施している。

また、大学院課程においては、一般選抜、特別選抜（社会人等）、外国人留学生等の区分に従い実施されている。博士前期課程においては、夏季と冬季の2回、入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人及び編入学生の受入等について、特別な入学者受入方針を定めておらず、全学の「求める学生像」、及び各募集単位が定めた入学者受入方針に従って、それぞれの入学者選抜を実施している。

例えば、都市教養学部理工学系生命科学コースでは、社会人の受入に際しては、出願の前段階において、出願予定者に対して教務委員等が面談を行い、その中で「求める学生像」などの説明も行っている。

大学院課程においては、社会人特別選抜や外国人特別選抜を実施するほか、4月入学以外にも10月入学の試験を実施し、社会人及び留学生の受験機会を多くするなど、積極的な受入に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における入学者選抜は入試委員会が中心となり実施されている。入試委員会には、入学者選抜の実施を担う学部入試実施部会及び多様な入試実施部会、入試制度の分析・検証・改善を担う入試制度検討部会、入試広報を行う入試広報部会が設置されている。

問題作成、入試の実施、合否判定に至るまで1年間のスケジュールが厳密に生まれ、入試委員会を中心とする各教員はそれぞれの段階で役割に応じて関わり、教員と職員が相互にチェックし合う体制を整えている。また、担当業務ごとの詳細なマニュアル整備等を進めている。

入学者選抜の実施に当たっては、学長を最高責任者として、全体を統括する実施本部を置き、副学長及び入試実施部会長が各試験場本部を指揮する体制となっている。各試験場は、入試実施部会委員の指揮の下、各試験室が統括されている。また、職員も含め、全体的かつ統一に対応する体制がとられている。平成22年度から、学部一般選抜については南大沢キャンパスで統一的に実施することとし、統一的な対応、情報管理体制の強化が図られている。

過去に入学者選抜の実施ミスや合格通知書の誤送付のミスが起きたため、入試業務従事者への事前説明を徹底するなど、教職員等への入試業務の理解を深め、円滑に入試業務が行われるよう改善に向けて努力がなされている。

大学院課程においては、研究科によって入学者選抜の方法及び日程等が異なることから、各研究科が入学者選抜のための部会や委員会を設けるなど、実施体制を整備して、それぞれ実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程においては、大学教育センターにおいて入学者受入方針に沿った学生受入の実態に関する調査、例えば、入試区分ごとに入学後の成績の追跡調査などを行っている。これらの調査結果は、定期的に入試制度検討部会に報告され、入試制度検証の基礎資料として利用されている。具体的な改善例としては、入試成績の相関分析結果を用いた、一般選抜前期日程の第1次選抜倍率の一部変更や指定校推薦の対象地域の拡大等がある。

大学院課程の入学者選抜の検証への取組も、各研究科委員会、及び各専攻等において、恒常的に行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。



4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 18～22 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 都市教養学部：1.06 倍
- ・ 都市環境学部：1.07 倍
- ・ システムデザイン学部：1.04 倍
- ・ 健康福祉学部：1.04 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 人文科学研究科：0.69 倍
- ・ 社会科学研究科：0.84 倍
- ・ 理工学研究科：1.04 倍
- ・ 都市環境科学研究科：1.09 倍
- ・ システムデザイン研究科：0.99 倍
- ・ 人間健康科学研究科：1.17 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 人文科学研究科：0.61 倍
- ・ 社会科学研究科：0.54 倍
- ・ 理工学研究科：0.58 倍
- ・ 都市環境科学研究科：0.77 倍
- ・ システムデザイン研究科：0.49 倍
- ・ 人間健康科学研究科：1.13 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 社会科学研究科：0.97 倍

人文科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、社会科学研究科（博士後期課程）、理工学研究科（博士後期課程）、システムデザイン研究科（博士後期課程）については、入学定員充足率が低い。これを改善するために、平成 20 年度に東京都のアジア人材育成基金による博士後期課程の留学生募集を開始（平成 22 年度受入数 17 人）、平成 21 年度に独自の奨学金制度である首都大学東京大学院研究奨励奨学金制度を発足（平成 22 年度支給数 16 人）、さらには、平成 23 年度から長期履修制度を導入することとしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業科目は、

1. 都市教養プログラムなど全学部共通の必修・選択必修科目を中心とする「都市教養科目群」
2. 未修言語科目、保健体育科目及び理工系共通基礎科目等からなる「共通基礎教養科目群」
3. 各学部及び副専攻の専門科目である「専門教育科目群」

という3つの科目群から構成されている。

「都市教養科目群」及び「共通基礎教養科目群」は専門分野にかかわらず大学生が身に付けるべき幅広い能力と知識、課題探求・解決能力及び社会生活を送っていくための基本的技能（英語、情報処理等）を養成するための共通の教育プログラムである。大学での学びの基本となる自らが能動的かつ積極的に取り組む学習姿勢と課題発見解決能力を養う「基礎ゼミナール」、事象を的確に認識しその解決にICTを活用する能力の育成を目指す「情報リテラシー実践Ⅰ」及び社会で求められる実践的な英語力を修得する「実践英語科目」などを設けている。都市教養プログラムは、文化・芸術・歴史、グローバル化・環境、人間・情報、産業・社会、共通の5つのテーマに沿って、5つの系に分類された多彩な授業科目の中から学際的・総合的に学ぶプログラムとなっている。

専門教育科目は、各コース（健康福祉学部は学科）とも、教育目的に沿って基本から発展へと段階的に構成され、必修、選択必修及び選択の科目がバランス良く配置されている。各コース等では、入学時に全学生に配付される『履修の手引』において、標準履修課程表を学生に周知するなど、無理なく体系的な履修ができるよう配慮している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズや社会からの要請等にこたえるために、

1. 他学部・系の授業科目の履修
2. 副専攻制度
3. 他大学との単位互換等による単位の認定
4. 大学院（博士前期課程）教育との連携
5. 早期卒業制度
6. インターンシップの単位認定

等を実施している。ただし副専攻コースは人間健康科学副専攻コースのみであり、また早期卒業制度は都市教養学部理工学系、都市環境学部及びシステムデザイン学部においてのみ実施されている。

他大学との単位互換等による単位の認定については、東京慈恵会医科大学や東京外国語大学と大学間協定に基づく単位互換を行っており、平成19～21年度においては、延べ35人、57単位について単位認定を行っている。

都市教養学部理工学系、都市環境学部及びシステムデザイン学部においては、早期卒業制度を設けており、この制度を利用した卒業生は、平成19～21年度において、延べ8人である。

主に1年次に履修する「現場体験型インターンシップ」は、都市教養プログラムの「実験・体験型科目」に位置付けられているもので、様々な課題を抱える大都市の現場に直接接触し、問題意識の醸成や主体的に取り組む能力の育成を図るため、東京都や区市の事業所、民間企業等を受入先として実施されており、大都市大学の特徴を活かした取組である。平成17～21年度において、各年度平均、実習先287か所、単位修得者数574人である。このほか、各学部・系では、主に3年次に履修する専門教育科目として、それぞれの専門分野や卒業後の進路とも関連した内容でインターンシップを実施している。

そのほか、海外からを含め、各専門領域の研究者や外部有識者、企業等の現場で活躍する講師陣を招聘して講義を開設したり、留学先の大学において修得した単位を当該大学の単位として認定したりするなど、各学部・系における学生の多様なニーズ等への対応に取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

45時間相当の学修量をもって1単位とするという単位制度の趣旨に基づき、基礎ゼミナール（1年次前期の全学必修）において学生の主体的な学習姿勢の涵養に努めている。また、すべての授業科目において統一様式で作成しているシラバスには、授業計画だけでなくテキストや参考書等を記載して、学生が自主的に授業内容について学べるよう配慮している。学期末試験のほかレポートや小テストを課して、予習・



復習を促している授業科目も少なくない。このほか、全学共通科目における情報科目においては、e-learning を用いた自主学習支援システムを利用しており、授業時間外学習を促進している。

専門教育科目においては、専門分野の特性による具体的対応に差異はあるものの、履修ガイダンス、オフィスアワー、履修指導・相談・面接、学生相談室及び担任教員を置くなどの方法により、学生の授業に対する理解度を把握する取組を行い、一人一人の学生に必要なアドバイスをを行い、自主的学習を促している。さらに、都市教養学部理工学系、都市環境学部及びシステムデザイン学部では、年間履修登録単位の上限を50単位とするCAP制を導入している。また、都市教養学部経営学系、理工学系、都市環境学部、システムデザイン学部及び健康福祉学部では成績評価にGPA（Grade Point Average）を導入し、早期卒業や成績優秀者表彰のほか、学生の履修指導に利用している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

基礎・教養教育及び専門教育のそれぞれについて、講義、演習、実験、実習及び実技などが適切に配置され組み合わせられている。基礎ゼミナールや実践英語科目での少人数クラス編成、情報科目での情報教育授業補助員の配置、基礎ゼミナールへの教育指導補助員の配置、専門教育科目における演習、実習等でのTAの配置などの配慮もなされている。

平成20年度文部科学省「大学教育の国際化加速プログラム」に採択された「国際的実践的専門職を育成する連携教育－英国大学との戦略的互惠教育プロジェクト－」では、補助期間終了後も、健康福祉学部内に専門職連携教育や国際連携を進めるための「大学連携支援室」を設置し、また、平成22年度からは「首都大学東京教育改革推進事業」の一環として「保健医療福祉専門職間連携教育体系の構築－英国大学との協働による連携教育のカリキュラム化推進事業－」を進めている。また、平成20年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に横浜国立大学と共同で採択された「熟練技術者を活用したものづくり実践教育」（代表校）では、支援期間終了後も、「首都大学東京教育改革推進事業」の一環として、機械工学コースの学部4年間のカリキュラム全体の再検討や、大学院教育との一貫教育の試行などの取組を発展的に継続実施している。

平成21年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に新潟医療福祉大学等と共同採択された「QOL向上を目指す専門職間連携教育用モジュール中心型カリキュラムの共同開発と実践」では、幼児虐待や超高齢化社会の諸問題を解決し、現場で協働できる専門家の育成を目指し、連携校として、年3回の連携事業推進会議に参加しているほか、ワークショップや講習会の開催、海外の連携候補大学への視察・研修などを行っている。

平成22年度「大学生の就業力育成支援事業」に「自発活動力育成を軸とした仕事基礎力の向上」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教務委員会が定めた項目及び様式によって、授業ごとに作成し、全学共通科目及び学部・系ごとに冊子として学生に配付し、またウェブサイトにも掲載されている。項目としては、「科目名」、「担当教員」、「授業方針・テーマ」、「習得できる知識・能力や授業の目的・到達目標」、「授業計画・内容」、「テ

キスト・参考書等」、「成績評価方法」等がある。FDセミナーで「シラバスとは何か」という講演を実施して議論を行い、シラバス作成例及び作成のための参考資料を作成するなどの取組を行い、またシラバスの活用状況については、年2回実施している学生による授業評価アンケートの中で把握するなど、シラバスの向上に努めている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

各学部・系では、学部生・大学院生室等の自習室の設置、附属図書館の開放、講義室の空き時間の使用許可、基本的な図書やパソコン等の整備を行って自主学習へ配慮している。

基礎学力不足の学生への対策として、入学時に全学統一のクラス分けテストを行って「実践英語科目」の能力別クラス編成を行い、また高等学校で物理を履修していない学生向けに「初等物理Ⅰ・Ⅱ」という授業科目を開講するなどの措置がとられている。このほか、学部・系によっては、推薦入試やAO入試の合格者を対象に入学前教育などの取組を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は学則に基づき、原則として5点法によって表示している。ただし、一部の科目には合格・不合格をもって成績評価を行っている。

成績評価の基準は、学生全員に入学時に配付する『履修の手引』に明記し、周知されている。各授業科目は、それぞれの授業の内容や目標に応じて、定期試験、中間テスト、レポート、授業の出欠状況などにより成績を評価している。授業科目ごとの成績評価方法はシラバスに明記しており、各授業科目初回のガイダンスにおいて担当教員が学生に説明している。

成績評価を適切に実施するため、全学共通科目については基礎教育部会が、専門教育科目については各学部・系が、各授業の単位修得率や成績分布状況を把握し、成績評価について検討を行っている。具体例としては、基礎教育部会においては、都市教養プログラムの各科目の成績分布状況を会議の配付資料として示すなどにより、担当教員に適切な授業評価の実施を呼びかけている。

専門教育科目についても、都市教養学部法学系、経営学系、理工学系の一部では成績に相対評価の要素

を取り入れるなどして評価基準の厳格性を担保している。都市教養学部理工学系生命科学コースではFD活動の一環として成績評価の在り方とその教育効果について検討し、合意事項は全教員に周知されている。

卒業の認定については、卒業認定基準に従って、各コース等における会議あるいは教務委員会での審議を経て、教授会で審議している。卒業認定基準は、学部により4年以上在学し、それぞれの学部・系ごとに定める卒業要件として修得すべき単位以上を修得した者としており、『履修の手引』に明記し、ガイダンス等でも学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生から成績評価等に不服の申立てがあった場合、各授業科目の担当教員は、保管した答案等を再確認することなどにより、対応を行っている。全学共通科目については、各科目の成績評価について不服がある場合には、成績開示の後2週間以内に教務課の窓口まで申し出ることになっている。関連して、教務委員会及び基礎教育部会においては問い合わせに応じられるよう、学生の成績にかかわる答案等について、最低1年間保管するよう要請を行っている。

専門教育科目についても、多くの学部・系で、授業担当教員、教務委員及びコース長等に対し、申立てができるようにしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院は人文科学、社会科学、理工学、都市環境科学、システムデザイン、人間健康科学の各研究科からなり、それぞれの目的に沿った教育課程を持っている。

当該大学院は以下に示すように、近年、文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」を獲得していることに見られるように、その努力と活動は高く評価されている。

平成19年度に採択された「公共経営の人材育成プログラム」では、社会科学研究科において、民間企業の経営知識を、産学公出身者が集う実践的な教育現場を通じて相互に教授、邁進を図り、支援期間終了後も、学内の予算措置として開始した「首都大学東京教育改革推進事業」の一環である「経営学と金融工学を軸とした公共経営の人材育成プログラム」として発展的に取組を行っている。

平成19年度に採択された「物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成」では、理工学研究科において、大学院生の国際化、大学院生の自立的企画力の養成、企業及び社会と連携した大学院教育、専攻を超えた幅広い教育の実施、教育体制の一層の体系化の5つを目標に、様々な取組を行って教育課程に反映させており、支援期間終了後も、学内の予算措置として開始した「首都大学東京教育改革推進事業」の一環である「物質科学における大学院教育の国際化の展開」として継続して取組を行っている。

平成19年度に採択された「企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成」では、理工学研究科において、大学院生が自らの発想に基づき、研究を企画・遂行していくために必要な能力を涵養することを目的として、平成20年度に「企画経営演習」、「国際実践演習」、「研究評価演習」の3演習科目を新たに設置し、支援期間終了後も、学内の予算措置として開始した「首都大学東京教育改革推進事業」の一環である「研究・仕事基礎力を踏まえた自主企画力育成」として継続して実施されている。

平成 21 年度に採択された「理工横断型人材育成システムの再構築」では、理工学研究科において、数理科学と工学の双方の発想力、思考力と実践力を身に付け、高等教育・科学技術・産業分野で活躍する人材の育成のため大学院教育の実質化を推進し、新たなキャリアパスを開拓することを目標に数理情報科学・電気電子工学・機械工学（数電機）の 3 専攻連携で理工横断型プログラム、国際的コミュニケーション能力の養成・強化などの取組を行っている。

また、そのほか、平成 19 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に北里大学等と共同で採択された「南関東圏における先端的がん専門家の育成—患者中心のチーム医療を牽引する人材養成の拠点づくり—」では、様々な取組の下に放射線治療に携わる医学物理士の養成（認定試験受験資格の獲得）や、その卒後教育の確立を目指している。

平成 17 年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「物理と化学の融合した視野の広い研究者育成」及び「異分野経験を核とする独創的思考回路の構築」が採択され、支援期間終了後にこれらの取組を発展させ、上述の大学院 G P「物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成」及び「企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成」に結び付けている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

研究科では教員自身の研究活動の成果に基づいて、授業が行われているため、最新の研究成果や学問の進展状況等が積極的に反映され、加えて、研究室での成果、学会等の活動における最新情報が取り込まれて展開されている。

大学院 G P に採択されている研究科では、それぞれの目的に従って、大学院教育の改革に向けた取組が行われている。

また、学生の多様なニーズに対応し、留学生、社会人への配慮としての 10 月入学、学生が職業を有しているなど特別な事情により標準修業年限を超えて課程を修了することを申し出る長期履修制度、特に優れた研究業績を上げた学生に対し、早期の修了を認める制度などを導入している。このほか、中央大学大学院など 4 大学院と学生交流協定と単位互換を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

シラバスの整備、少人数ゼミ、研究者養成プログラム、オフィスアワーなどを通じて大学院教育の実質化が図られている。また、大学院生と教員との連絡が専攻内ウェブサイトですべて常時行える理工学研究科のような配慮もなされている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各専攻・学域の特性に応じた講義、演習、実験等を配置し、少人数による対話・討論型授業を中心とし



ながら、それに加えて、インターンシップ、学外体験実習などのフィールド型授業を行っており、授業形態の組合せ・バランスは適切である。

また、専攻共通科目の設置や他専攻科目の履修といった分野横断的な履修の導入や電子メディア等の活用のほか、大学院G Pにおける取組により大学院生に研究成果の発表やセミナー開催の機会を提供し、学生の国際性の向上やコミュニケーション能力の向上などを図るなど、教育の目的に合わせ様々な学習指導法を取り入れている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学生が各授業科目の準備学習等を進めるため、各研究科のシラバスには授業名、担当教員名、授業の目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準及び準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考書・参考文献及び履修条件等を記載し、ガイダンス等を通じて、その内容や活用法の周知を図っている。

また、経営学専攻では、双方向型 e-learning システム (Scubic) において、シラバス及び授業計画の掲示や学生とのディスカッションなどを行っており、インターネットを積極的に利用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会科学部研究科経営学専攻、理工学研究科、都市環境科学研究科及び人間健康科学研究科において夜間に授業を実施している。夜間に授業を実施している課程に在籍する学生に対して、開講時間、曜日などに配慮しながら授業を行っている。

社会科学部研究科経営学専攻では、新宿の東京都庁舎内にサテライトキャンパスを設け、主に社会人を対象とする博士前期課程の高度職業人養成プログラム（ビジネススクール）の授業を開講している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各研究科では、専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、指導教員を定め、それぞれの分野における学位取得と養成する人材目標に向けた指導が行われている。ほとんどの研究科において主指導教員以外に複数の教員による集団指導体制を採用している。また、研究科によっては、必要に応じて学外の専門家から補助的な研究指導を受けることができるようにしている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

ほとんどの研究科において学位論文の指導は複数の教員により組織的に行われている。テーマの選定から課題の進捗状況の確認、予備審査を通じた指導・助言などが行われる体制がとられている。TA・RAについても教育指導補助・研究指導補助等の活動を通じて、能力の育成が図られている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準、修了認定基準は、大学院学則に定められており、入学時のオリエンテーションや年度初めのガイダンスなどで周知されている。また、研究科ごとに成績評価基準、修了認定基準の細部を定め、各研究科の履修案内などで周知を図っている。

修了認定に当たっては、審査の過程を経て最終的に各研究科の教授会で決定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の評価基準及び審査体制は、大学院学則及び学位規則において全学の規則を定めている。それに基づき、各研究科は独自の学位論文の評価基準を定めている。一部の研究科内の専攻及び分野ではさらに細かく、学問分野に応じた学位論文の評価基準を設定している。

評価基準は、論文作成指導の際に学生への周知を図っている。

各研究科の審査体制については、審査会の委員の選出方法や学位授与過程などを各研究科における内規や細則等で整備し、主査である指導教員の下での予備審査、本審査など、いくつかの段階を経て審査され、最終的に研究科教授会が議決している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確性を担保する措置として、学生が個別の科目の成績に対して異議がある場合、担当教員に直接申し出るか、又は教務委員等に申し出ることを可能にしている。また、成績評価を適切に行ったことを学生に説明できるように、教員は一定期間、成績評価の根拠となった答案用紙や課題レポートを保管するよう努めている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

専門職学位課程として社会科学部法曹養成専攻を持ち、「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成する」という理念に沿って「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」からなる教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

法律基本科目等で獲得した基礎的知識・分析能力を先端的法律問題の検討に活用する力を養成するために、複雑かつ先端的な法律問題について分析・検討を行う展開・先端科目を開講している。特に、租税法・知的財産法・独占禁止法等の分野は、実務経験を有する教員が、その経験を活かして先端的法律問題に関する教育を実践している。

法律事務所等の協力により2年次ないし3年次の選択科目として「エクスターンシップ」を開設し実務の訓練を行っている。

特定の法律問題について専門研究を深めたいと考える学生のために、「リサーチ・ペーパー」が開講されており、4万字程度の研究論文の執筆を指導教員の下で行うことができる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の実質化のために、ガイダンスの徹底、単位の上限設定（36単位、最終学年のみ44単位）などが実施されている。また、専任教員による週1回のオフィスアワーを設定して質問と議論の機会を確保している。また、研究者養成大学院を修了した助教が常駐し、教材の作成・配布など、学修の一般的支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも随時対応している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

「憲法」、「民法」、「刑法」等の7法に関する法律基本科目、基礎法学の科目である「法哲学」、「法社会学」などの基礎となる科目を揃え、その上に「憲法総合」、「行政法総合」、「民法総合」などの総合科目を置き、「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」や「エクスターンシップ」、「模擬裁判」などの実務教育が行われている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、エクスターンシップなどの適切な組合せがなされ、それぞれにおいて教育効果を高めるための配慮がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには講義の目標・方針のほかに、講義の内容の項で全体的な内容と各回に予定する主題が示されている。成績評価の方法の項では、あらかじめ、成績評価方法を6項目に分類し、それぞれの成績評価方法の考慮割合・配点比率を明示している。

また、履修案内には「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」について履修モデルを示し、学生が履修計画を立てやすいように配慮している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価割合は、法科大学院のFD会議及び専攻会議で審議され、専攻長が準則として決定し、教員全員がこの統一の基準に従い、成績評価分布の相互的な確認を行っている。なお、当該準則については、履修案内に明記しているほか、合格者に対する入学前のガイダンスや入学時のガイダンス等で説明するなど周知が図られている。成績評価の方法として、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、授業態度・出席点、その他の方法のいずれをとるかをシラバスに明示している。

追試験及び再試験の実施に当たっては、専攻長が担当教員以外の試験問題審査委員を任命して審査に当たらせている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

教員全員が統一された基準に従って成績評価を行っており、原則として、全科目の成績評価の分布を学生に開示している。



成績評価に不服のある学生に対しては、不服申立てを認め、成績評価を授業担当教員・専攻長・教務委員の三者で審議をすることによって、成績評価の客観的正確さを担保している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 主に1年次に履修する都市教養プログラムの「現場体験型インターンシップ」は、様々な課題を抱える大都市の現場に直接触れ、問題意識の醸成や主体的に取り組む能力の育成を図るため、東京都や区市の事業所、民間企業等を受入先として実施されており、大都市大学の特徴を活かした取組となっている。
- 経営学専攻では、双方向型 e-learning システム (Scubic) において、シラバス及び授業計画の掲示や学生とのディスカッションなどを行っており、インターネットを積極的に利用している。
- 平成 20 年度文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に横浜国立大学と共同で採択された「熟練技術者を活用したものづくり実践教育」では、支援期間終了後も、「首都大学東京教育改革推進事業」の一環として継続して実施している。
- 平成 19 年度文部科学省大学院GPに採択された「公共経営の人材育成プログラム」では、民間企業の経営知識を、産学公出身者が集う実践的な教育現場を通じて相互に教授、邁進を図り、支援期間終了後も「首都大学東京教育改革推進事業」において、「経営学と金融工学を軸とした公共経営の人材育成プログラム」として継続して実施している。
- 平成 19 年度文部科学省大学院GPに採択された「物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成」では、理工学研究科において、大学院生の国際化、自立的企画力の養成、企業及び社会と連携した大学院教育、専攻を超えた幅広い教育、より体系化した教育体制の5つを目標に、様々な取組を行って教育課程に反映させており、支援期間終了後も「首都大学東京教育改革推進事業」において、「物質科学における大学院教育の国際化の展開」として継続して実施している。
- 平成 19 年度文部科学省大学院GPに採択された「企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成」では、大学院生が自らの発想に基づき、研究を企画・遂行していくために必要な能力を涵養することを目的として、平成 20 年度に「企画経営演習」、「国際実践演習」、「研究評価演習」の3演習科目を新たに設置し、支援期間終了後も「首都大学東京教育改革推進事業」において、「研究・仕事基礎力を踏まえた自主企画力育成」として継続して実施している。
- 平成 21 年度文部科学省大学院GPに採択された「理工横断型人材育成システムの再構築」では、数理科学と工学の双方の発想力、思考力と実践力を身に付け、高等教育・科学技術・産業分野で活躍する人材の育成のため大学院教育の実質化を推進し、新たなキャリアパスを開拓することを目標に数理情報科学・電気電子工学・機械工学(数電機)の3専攻連携で理工横断型プログラム、連携助教、RA、AT(アドバンスチューター)、TAを活用した自主的交流活動、国際的コミュニケーション能力の養成・強化などの取組を行っている。
- 平成 17 年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に「物理と化学の融合した視野の広い研究者育成」及び「異分野経験を核とする独創的思考回路の構築」が採択され、その成果を文部科学省大学院GPの「物理と化学に立脚し自立する国際的若手育成」及び「企画評価力を備えた創造的生命研究者の育成」へと発展させている。

首都大学東京

- 平成 22 年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に「自発活動力育成を軸とした仕事基礎力の向上」が採択されている。

**基準6 教育の成果**

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育目的に照らして教育の成果や効果が上がっているかを検証するために、FD委員会において全学共通科目の授業評価アンケートを実施している。さらに各学部・系、研究科等では学生による専門教育科目の授業評価アンケートを実施しているほか、その特性に応じて、単位修得・GPA・進級状況、卒業論文・学位論文の審査、進学・就職の状況、国家試験の合格状況など多面的な視点から教育の達成状況について評価を行っている。

平成21年3月に学士課程教育の第一期生が卒業したので、卒業生の声から教育の成果や効果の達成状況を検討するため、平成21年度に卒業生・修了生を対象としたアンケートを試行的に実施している。ビジネススクールでも卒業生アンケートを独自に実施している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程における単位の修得状況は、1年次及び2年次に大半の学生が40単位以上を修得し、年次が上がるにつれ、修得単位数が逡減する傾向にあることから、学年進行に応じて計画的な単位修得がなされていることがうかがわれる。

学士課程の標準修業年限内学位取得率は79.8%、博士前期課程の同学位取得率は83.8%、博士後期課程の同学位取得率は38.6%である（平成21年度）。退学率については、学士課程が1.0%、博士前期課程が2.7%、博士後期課程が6.7%、専門職学位課程が3.3%となっている（平成21年度）。

資格試験の合格状況については、新司法試験に34人が合格しており（平成21年度：合格率39.1%）、理学療法士資格を34人（平成21年度：合格率100%）、作業療法士資格を34人（平成21年度：合格率100%）、看護師資格を78人（平成21年度：合格率98.6%）が取得するなど、全国平均をかなり上回る。

また学生による研究が、国際会議や全国規模の学会において受賞している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

基礎・教養教育においてFD委員会が実施している全学共通科目における授業評価アンケートの平成21年度後期の調査結果によると、「私はこの授業を受講して満足した」と考えている（考えていない）学生は、

都市教養プログラム 58.1% (12.6%)、実践英語 66.0% (8.7%)、情報リテラシー実践 79.7% (4.5%)、理工系共通基礎科目 43.2% (18.0%) であり、また、「シラバスに目標として掲げられている知識や能力を獲得できた」と考えている (考えていない) 学生は、都市教養プログラム 40.4% (15.5%)、実践英語 45.2% (12.1%)、情報リテラシー実践 59.7% (7.1%)、理工系共通基礎科目 32.6% (19.1%) である。

各学部・系、研究科等が行う専門教育では、授業評価アンケートにおける授業満足度の評点は、5段階評価で、経営学系、理工学系において約4となっているなど、高い値を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業 (修了) 後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 21 年度の就職決定率については、学士課程を卒業した者の就職決定率 (=就職者÷(就職者+就職希望者)) は 96.1%、博士前期課程では 97.1%、博士後期課程では 86.4% である。各学部・系、研究科等における卒業・修了後の進路状況と合わせると、卒業生・修了生は各学部・系、研究科等の教育内容に応じた企業・官庁・医療施設等へと就職していることがうかがわれる。

大学院への進学率は、博士前期課程へは学士課程卒業生の 40.1% である。理科系の学部・系である理工学系、都市環境学部、システムデザイン学部の博士前期課程進学率が、いずれも 70% を超えている。博士前期課程修了生のうち博士後期課程へ進学する者は、全学平均で 12.1% であるが、人文科学研究科では、博士前期課程の修了生総数 43 人のうち半数近い 20 人 (46.5%) が博士後期課程へ進学している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業 (修了) 生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 21 年度に、卒業生・修了生を対象に、教育に関する意見を聴取するためのアンケートを平成 22 年度以降の本格的な実施を念頭に試行として実施した。回答数はさほど多くはないが (学部卒業生 39 人、大学院修了生 32 人)、「学力・資質・能力の向上」、「職業上役に立つ知識・能力の獲得」、「専門分野についての学識の習得」などの項目に対して肯定的な回答が大半を占めている。

なお、卒業生・修了生アンケートでサンプル数が十分確保できなかった点については、自己点検・評価委員会で改善策を議論し、平成 22 年 3 月卒業生・修了生に卒業・修了後の連絡先を確実に把握できるよう、連絡先の調査方法を改め、前年度よりも多くの学生から、将来のアンケート実施に対する同意を得ている。

就職・進学先からの意見聴取も一部の学部・研究科で行われており、おおむね良好な評価を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

入学時に新入生に対するガイダンスを各学部・系、研究科等において実施し、『履修の手引』、『Campus2010 ライフ&スタディ(学生生活手引き)』、シラバスなどを使って学生に標準履修課程モデルを示すなどして、教育課程・履修手続・学習方法等について説明を行っている。社会科学研究科経営学専攻は双方向型 e-learning システム、「Scubic」によってシラバスや授業計画を明示し、学生の授業科目の選択をサポートしており、この方法は目新しい。また、コース選択のためのガイダンス、2年次以上の学生を対象とした履修ガイダンスなど、入学時以外にも必要に応じてガイダンスが行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

前期・後期の始めに、学生の履修上の問題や学習上の問題等について教員が学生から相談を受ける履修相談を実施し、学生のニーズの把握に努めている。平成 21 年度は前期に個別相談と全体相談を合わせて 753 人、延べ 1,227 件の相談があり、後期には 43 人、延べ 51 件の相談があったが、学年定員約 1,500 人にとってかなりの割合である。

全学共通科目についてはFD委員会及び基礎教育部会の連携により、専門教育科目及び大学院科目については学部・系ごとに、学生による授業評価アンケートを実施しニーズの把握を行っている。

また、学生自治会の代表と教務委員会・基礎教育部会の教員や教務課・学生課の事務職員がカリキュラム等について話し合う機会の設定、各キャンパスの教務窓口で学生が履修等に関する要望を投書することができる「キャンパス・ボイス」の受付箱の設置などにより、学生からのニーズを把握している。

オフィスアワーの設置や学年担任等の配置により、学生へのきめ細かな相談・助言を行っている。また、全学生に電子メールアドレスを付与していることを活用し、教員のメールアドレスを学生に公開して、学生からの相談や質問を受けている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

平成 22 年 5 月 1 日現在、留学生が 231 人（研究生等数含む）、社会人学生が 284 人、障害のある学生が 4 人在籍している。

留学生の支援は国際センターが中心となって行われ、「外国人留学生の手引」の配付、奨学金、日本語授業、住宅情報、就職情報、新入生向けガイダンスなどのサービスを提供している。また、外国人留学生チューター（平成 22 年度配置数 83 人）や留学生相談員（平成 22 年度配置数 1 人）を配置し、教育、研究面や生活面での支援や相談を行っているほか、日本語教室（南大沢キャンパスで週に十数コマ、日野キャンパスで週に 4 コマ、荒川キャンパスで週に 2 コマ）を開講している。

社会人学生に対して、土曜開講や夜間開講の便宜を図っている。また、一部研究科では平成 23 年度から標準修業年限を超えた長期履修を認めることとしている。

障害を有する学生への対策として、バリアフリーを進め、また視覚や聴覚の障害に対しては部局ごとに援助の対策を講じている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生が自由に利用できる机・椅子を配した「学習スペース」等を提供し、自習の場としている。

図書館は一部、夜間、土曜、長期休業中も開館して便宜を図っている。各キャンパスにおける情報端末のある教室は授業で用いる時間以外は開放しているほか、学内に無線 LAN を配してコンピューターを貸し出している。

また、大学院生に対しては、各研究科専攻のそれぞれの事情に応じて、専用の院生室を設けたり、研究室の中に院生用の机、椅子、書架を設けたりしている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成 21 年 12 月 1 日現在、上部団体 8 団体、文化部連合 51 団体、サークル連合 19 団体及び体育会 37 団体（このほか、上部団体非加盟のサークルが 66 団体）があり、学生サポートセンターにおいてこれらの団体の活動を支援している。学生のサークル活動には、顧問教員を決め、サークル活動に必要な物品を配付し、活動が円滑に行われるように支援している。

学生のサークル活動に当たっては、学生ホールやサークル棟の利用を認めており、前者は主に文科系サークル、後者は主に体育会の利用に供している。このほか、学生の課外活動のための施設として、スタジオや会議室、和室などスペースが学生の課外活動に用意されている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生生活実態調査が 2 年ごとに行われ、加えてキャンパス・ボイス（学生の投書箱）や学生自治会との交渉によって学生のニーズの把握に努めている。



生活や進路の相談・助言体制として、オフィスアワーや担任制度がある。また、常勤の教授等からなる学生相談室（専任カウンセラー2人、非常勤カウンセラー2人、精神科医1人）や学修カウンセラー（1人）による相談がある。学生相談室、学修カウンセラーにおける相談件数は、平成21年度において、それぞれ、延べ3,671件、382件である。

就職に関しては就職支援委員会を設置し、就職支援における事業の企画・実施、各学部との調整を行うとともに、就職カウンセラー2人が就職相談を行っている。また、教育課程を通じて、学生一人一人のキャリア発達や個としての自立を促す包括的な支援を行うことを目的に、教職員からなる「知のキャリア形成支援委員会」を設置し、毎年度「学生の意識と行動に関する調査」を実施して学生のニーズを把握している。

全学レベルでセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会を設置し、また各学部・系、研究科等に相談員を配置して対処している。学生に対してはウェブサイトや冊子等の配布物により、連絡先の周知を図っている。

各キャンパスに医務室・保健室を整備し、医師が診療に当たっているほか、看護師を配置し、学生の健康管理に資している。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

特別な支援を必要とする学生として、留学生、障害を有する学生などがおり、それぞれに対して対処策が講じられている。すなわち、留学生に対しては国際センターを設置し、奨学金、宿舍、生活等の相談・指導に応じている。身体的障害のある学生に対しては、受入部局の教員、ボランティア学生が協力して支援し、また手話の講習を行うなどの措置をとっている。しかし、より進んだ支援が必要と思われる、さらに、様々な障害を有する学生への対応としてより効果的な生活支援等を行っていくには、関係者をつないで支援をアレンジしていく組織的な体制を整えていく必要があると当該大学では認識している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

授業料が減額又は免除される授業料減免制度があり、また授業料の一括納付が困難な学生には授業料分納の制度がある。平成21年度、授業料減免者の在籍学生数に対する比率は8.9%、授業料分納の対象となった者の在籍学生数に対する比率は1.0%である。

奨学金として、日本学生支援機構の実施する奨学金（貸与型）、首都大学東京大学院研究奨励奨学金（給付型、当該大学独自に博士後期課程の成績優秀者に交付）、地方公共団体や民間からのものがある。在籍学生総数に占める受給学生数の割合（受給人数率）は平成21年度末時点の実績で約35.4%である。奨学金に関する学生への周知は、ウェブサイトや掲示により行っている。

また、東京都の「アジア人材育成基金」を適用し、入学を許可した博士後期課程の留学生に対して、住宅の提供、奨学金の給付及び授業料免除等を行っている。

南大沢キャンパスには、大学構内に学生寮（寄宿舎及び桜都寮／収容定員234人）があり、寄宿舎は都外出身者、遠距離通学者など通学が不便な学生を対象とし、桜都寮では、寮生同士や地域住民との交流・

## 首都大学東京

対話による人間形成やアジアの留学生との交流による異文化交流を目指している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

### 【優れた点】

- 博士後期課程において、首都大学東京大学院研究奨励奨学金や東京都の「アジア人材育成基金」を用いて、多様な学生に対する援助を行っている。

### 【更なる向上が期待される点】

- 障害を有する学生への配慮が行われているが、関係者の連携を深め、より一層組織的な取組が期待される。



**基準 8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、南大沢地区、日野地区、荒川地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は南大沢地区が420,046㎡、日野地区が62,440㎡、荒川地区が35,000㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計189,320㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

南大沢キャンパスには、都市教養学部、都市環境学部、人文科学研究科、社会科学研究科、理工学研究科、都市環境科学研究科の講義室(計112室)、研究室、演習室、実験・実習室、温室・実験圃場、飼育棟、工作施設及びR I 研究施設、学部・学系図書室等が配置され、このほか学生サポートセンター、情報処理施設、牧野標本館、体育館及び運動場などが整備されている。日野キャンパスには、システムデザイン学部及びシステムデザイン研究科の講義室(計11室)、研究室、演習室、実験施設等が配置され、体育館及び運動場等が整備されている。荒川キャンパスには、健康福祉学部及び人間健康科学研究科の講義室(計19室)、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理教室等が配置され、体育館及び運動場等が整備されている。晴海キャンパスには、社会科学研究科法曹養成専攻の教室(計14室)、模擬法廷室、図書室、研究室等が配置されている。これら主要キャンパスには、施設、設備の管理・運営のための事務室が配置されている。このほか、新宿、飯田橋及び秋葉原にそれぞれサテライトキャンパス、学外施設として小笠原研究施設、富士見高原学外施設がある。

なお、施設の一部に経年劣化が認められ、また、一部の部局では定員増等による教育研究に必要なスペースが不足しているため、現在施設整備計画を策定し、計画に基づいてキャンパスの機能・アメニティの確保に向けた改修工事を行っている。また、建物の耐震状況に関して、主要キャンパスのうち、日野キャンパスの一部の建物(実験棟等)は、新耐震基準以前に建築された建物であり、十分な耐震性が確保されていない。これらの施設は、基本的には全面的に建替えを行う予定となっている。

施設の多くについて、段差を解消するためのスロープ、エレベーターや点字ブロック・点字案内等が整備されており、バリアフリー化への配慮がなされている。しかし、一部の実験棟についてはバリアフリー化の整備が完了していない。日野キャンパスでは、十分な耐震性が確保されていない建物を建て替える際に、建物を全面的にバリアフリー化することを計画している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

大学統合以前から、統合前の都立4大学の各キャンパスではそれぞれ学内情報ネットワークが整備されていたが、平成17年4月の都立4大学の統合に伴い、キャンパス間の情報伝達のため、広域イーサネットのキャンパス間ネットワークを整備し、平成19年度には、ネットワークの高速化、サーバの整備などを行った。

無線LANのアクセスポイントを293台整備し、授業や自主学習等での利用が可能である。学生はキャンパス間の移動が多いため全キャンパスで通用する統合認証システムを採用している。

教務事務情報システムにウェブシステムを取り入れ、学生が自宅パソコンから授業履修登録申請や成績確認、携帯電話からの休講情報の確認等が可能となっている。

学内に設置された学習用パソコンは、南大沢キャンパスでは貸出用ノートパソコンを含めて642台、日野キャンパスでは154台、荒川キャンパスでは155台となっている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

南大沢キャンパス、荒川キャンパスにおいては、諸施設の管理運営のために校舎管理に係る規程等を整備し、日野キャンパスでは、施設の貸出等について学部・研究科のウェブサイト上で案内している。

教職員に対して規程又は各種の通知文書等を教授会、事務連絡会等で配付、説明を行うなどし、学生に対しては、『Campus2010 ライフ&スタディ』に「有意義な学生生活を送る」の章を設け、必要な施設・設備の利用方法等を記載し、その周知を図っている。

安全管理が必要とされるRI研究施設、化学物質処理施設などについては、予防規程でRI物質や危険物を取り扱う施設における取扱い及び管理等を定め、利用者に対して毎年の講習の受講を義務付けている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、図書情報センターとして南大沢（本館）、日野（日野館）及び荒川（荒川館）の各キャンパスに配置されている。

大学全体の蔵書数は平成21年度末現在、和書約1,165,000冊、洋書約664,000冊である。また、約19,000点の視聴覚資料が整備され、利用されている。閲覧座席数は828席である。

各学部・系、コース等の図書、学術雑誌などの資料の管理・運用等を首都大学東京図書情報センター委員会が全学的に担っている。全学の蔵書は、図書情報センター本館のウェブサイトから「蔵書検索(OPAC)」システムによって検索可能となっている。

電子ジャーナル化を進めつつあり、現在利用可能な電子ジャーナルは約11,000タイトルである。

平成21年度の利用実績は南大沢（本館）が約176,000人、日野（日野館）が約34,000人、荒川（荒川館）が約64,000人となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

**基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学生の学籍・履修・成績及び授業科目・時間割等のデータは、各学部・系、研究科及び各委員会と、その事務を担当する事務局各課の責任の下で収集・蓄積し、総務課情報系の事務情報システムのデータベースで管理している。基礎・教養教育のデータは基礎教育部会及びその事務局である教務課において収集・管理し、専門教育及び大学院教育のデータは各学部・系、研究科の教務委員会部会等並びに部局の事務を担当する各学務課において収集・管理している。これらの資料やデータは公文書として取り扱われており、文書管理規定に則って管理されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

基礎・教養教育については、学生による授業評価と担当教員による授業評価を学期ごとに実施している。調査結果は、FD委員会が発行する『クロスロード』において教職員・学生等の学内構成員に対して公表しており、FD委員会や基礎教育部会で報告し、個々の教員に結果をフィードバックしている。個々の教員に対してはフィードバックされた調査結果を基に自らの授業を継続して改善することを要請し、翌年度に教員による授業評価アンケートにて結果の報告を受けている。

学生から意見を募る「キャンパス・ボイス」や、大学教育センター長等が学生自治会役員の学生とカリキュラムの改善について意見交換を行う機会や、必修の実践英語科目の運営を担当する英語教育分科会委員が学生自治会の学生等と意見交換をする機会を設けて、教育の改善のため情報を収集し、活用している。専門教育、大学院教育では、授業科目当たりの学生数が少ない部局を除いて授業評価アンケートを実施し、多くの部局において調査結果は教員にフィードバックされている。大学院の専攻等の単位では、アンケート調査以外に、教員と学生が直接討論や懇談を行い学生からの要望を聴取している。教員については、各部局の教授会等において教育活動に関する意見交換や意見聴取が行われており、それらは教授会や運営委員会において教育の質の向上や改善に向けた検討に活かされている。事務職員についても事務系部課長が参加する定例の連絡会や各課係内の打合せにおいて意見が聴取されている。

これらにより把握された学生や教職員の意見を反映させ、関係の運営委員会等において教育改善に向けた検討や改善の取組が行われている。改善例としては、全学共通科目である都市教養プログラムでは、学生が複数の授業の内容を聞いた上で選択できるよう、初回授業時のガイダンスを2回に分けて実施するこ

とを試行するなどが挙げられる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

公立大学法人の設立団体である東京都の地方独立行政法人評価委員会が実施する毎年度の業務実績評価がある。この業務実績評価に基づいて、各学部・系、研究科、関係する運営委員会や関係部署で、改善を要すると判断した事項について、改善への取組を継続的に実施している。例えば、シラバスの記載内容や成績評価方法の共通指針について、FDセミナーを開催し、議論を行っている。

外部アドバイザーによる外部評価を実施している部局やインターンシップ等の実習先との意見交換などを積極的に行っている部局がある。また、人文科学研究科と社会科学研究科では独自に実習先の自治体や外部有識者の意見を聴取している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

基礎・教養教育については、学生による授業評価と担当教員による授業評価を学期ごとに実施し、個々の教員にフィードバックし授業の改善を図っている。授業改善の結果は翌年の教員アンケートで報告を受けている。この報告を見ると、「授業の意図や目的及び成績評価についてより丁寧に説明するようにする」、また、「授業で使用するスライドに学生の関心に近いと思われる関連項目を追加する」など、各授業担当者が改善の取組を行っていることがわかる。学生授業評価から、「シラバスに目標として掲げられている知識や能力を獲得できた」、「この授業を受講して満足した」等の項目で、各年度における回答の平均値は上昇傾向にあり、フィードバックによって授業の質は向上しているといえる。

各学部・系、研究科においても、学生評価結果を個々の教員にフィードバックしたり、学生からの情報収集を行ったりするなどして教育活動の改善に取り組んでいる。改善の事例としては、学生の理解度を確認するため小テストを実施するなどの工夫を行う教員が増えたことなどが挙げられる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各学部・系、研究科、大学教育センターから選出された委員等で構成するFD委員会が中心となって、全学的なFD活動を行っている。授業評価アンケートの結果等により明らかになった問題については、FD委員会や基礎教育部会において共通認識を深めた上、FDセミナー（平成21年度3回実施、参加者：延べ370人うち1回は主に新任教職員対象のFD・SD宿泊セミナー）等でテーマとして取り上げている。セミナーについては、FDレポート『クロスロード』に掲載して全教員に配付するとともに、ウェブサイトで公表している。FDセミナーの開催時には参加者から毎回アンケートをとり、教職員のニーズの把握に努めている。



これらの取組により、個々の授業の内容・方法だけでなく、シラバス、テキスト、時間割編成等が改善されている。

また、平成 17 年度の開学以来、研究活動の活性化を図るため競争的な配分を行う「傾斜的研究費」の中に教育改善研究の枠を設け、研究を行っている。平成 22 年度からは、研究費とは別に「首都大学東京 教育改善推進事業」（首都大版G P等支援）として、独自の特色ある教育の取組を重点的に支援する仕組みを設けている。

各学部・系、研究科においても、FD委員会の部会を置いており、それぞれの学問分野の特性に応じて、学生アンケート、卒業生アンケート、学生との懇談会、授業のピアレビューなどFD活動に取り組んでいる。

なお、これらの組織的なFD活動により改善された点については、全学のFD委員会が教育改善点として毎年度取りまとめを行っている。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育活動を支援する職員に対しては、『人材育成プログラム』に基づき、職員研修実施計画を策定し、職層教育等のスタッフ・ディベロップメントの機会を設けている。特に、新任職員を対象に2日間のFD・SD宿泊セミナーを毎年行っている。理工学系及び理工学研究科では、技術職員に対して資質の向上を図る目的で研修を実施している。また、学外の研修に職員を派遣している。

TA等の教育補助者に対する組織的な研修としては、理工学系及び理工学研究科、都市環境学部及び都市環境科学研究科の学生実験の授業科目において、TAと授業担当教員が授業開始以前に予備実験を行うとともに、TAは学生指導方法のガイダンスを受けるようにしている。他の学部・系、研究科では、個々の教員の指導の下でTA等に対して個別に指導がなされている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

**基準 10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 21 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 130,330,062 千円、流動資産 12,112,392 千円であり、資産合計 142,442,454 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 12,596,582 千円、流動負債 6,558,311 千円であり、負債合計 19,154,894 千円である。これらの負債は、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である東京都から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 17 年度から 5 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、国の競争的資金を含めた外部資金について、目標を設定して取組を強化し、受託研究収入や寄附金収入等についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、公立大学法人として、平成 17~22 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、各年度の収支予算計画の策定に当たっては、経営審議会の審議を経て定めた予算編成方針に基づき、各部署等の執行単位の予算管理を所掌する予算管理者が所管事業に要する経費を見積り、理事長はこれを踏まえて予算案を作成し、経営審議会の審議を経て、予算を決定している。

中期計画及び年度計画は、当該大学のウェブサイトで公表し学内外に周知されている。



これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成21年度末現在、公立大学法人としての収支状況は、損益計算書における経常費用24,230,050千円、経常収益25,439,069千円、経常利益1,209,019千円、当期総利益は1,269,200千円であり、貸借対照表における利益剰余金7,068,462千円となっている。

そのうち、当該大学（法人本部を含む）の収支状況は、附属明細書における業務費用20,427,792千円、業務収益21,516,106千円、業務利益1,088,314千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度の予算の見積方針に基づき予算案を策定し、経営審議会の議を経て理事長が決定しており、教育研究活動に要する経費については、経常的な事業にほぼ前年度並の予算を確保するとともに、特色を発展させる質の高い教育研究活動を一層推進するための事業を掲げ、大型の戦略的研究を推進するための研究施設として大型外部資金受入研究施設の建設経費、特定の戦略的研究を重点的に推進するためのプロジェクト型任用制度のファンド経費、国際交流を一層推進するための国際化ファンド経費、大学院博士後期課程学生への経済支援経費等を計上し、予算を重点的に配分している。

また、各部局に配分する研究費は基本研究費と傾斜的研究費に区分しており、傾斜的研究費については、当該大学の特徴をアピールし、その強みを発展させる研究に重点的に配分する全学分傾斜的研究費と、部局として研究を活性化させるために用いる部局分傾斜的研究費とに区分して配分している。

施設・設備に対する予算配分については、老朽施設の更新に関しては、施設整備計画を踏まえ、事業実施のあり方を見直しながら施設費補助金の確保に努め、備品の更新に関しても適切な交付金の確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について東京都知事の承認を受けた後、東京都公報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監査計画を策定し、業務監査を実施するとともに、事業年度決算時の会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、東京都知事が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、予算執行事務及び会計事務全般について、法人職員のうちから監査を行う職員（監査員）を理事長が命じて、内部会計監査規程に基づき、実施している。また、平成21年4月からは、法人の経営企画室に監査担当係長職を新設している。

また、監事、内部監査担当者、会計監査人との間で、監査計画から監査結果について意見交換を通じた情報共有と意思疎通を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員は理事長、副理事長（3人）、理事（3人）、監事であり、標準的な公立大学法人の形態をとっている。管理運営は、業務を総理する理事長のほか、各大学の教育研究組織を統括する学長（法人の副理事長）、事務組織を統括する事務局長（法人の副理事長）を中心に行い、また法人役員である監事からの助言を受ける。副理事長の一人は首都大学東京学長を兼ねている。なお、現在は合併以前の大学の一部の学生がまだ在籍していて、旧3大学（東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学）が存続しており、それらの学長を副理事長が兼ねている。

経営審議会、教育研究審議会、人事委員会、経営・教学戦略委員会及び各運営委員会等がそれぞれ審議、検討などを行う機関として、適切に役割が分担され、管理運営を行う組織を構成している。

教育研究面の管理運営に関しては、学長の下に、2人の副学長を置き、学部長、都市教養学部の系長、大学院研究科長、大学教育センター長、国際センター長、オープンユニバーシティ長、図書情報センター長、戦略研究センター長を部局長として、さらに、学生サポートセンターには教員である副センター長を置いており、それぞれ各部局等の管理運営責任を担っている。各学部・系、研究科等には教授会が置かれている。

事務組織は、法人全体の統括機能を担う経営企画室、総務部、産学公連携センター及び学生サポートセンターと、各キャンパスの管理部から構成される。なお、首都大学東京の職員（法人統括部門に所属する職員を含む）としては、都からの派遣職員163人、固有の職員215人（役員を除く）となっている。

危機管理等は、総務部総務課安全衛生管理担当が中心となり、法人全体の体制整備を推進している。コンプライアンスについては、教職員の職務に係る倫理保持のための行動規準として倫理規程を整備し、研究においては、「首都大学東京における研究者の行動規範」の制定、研究活動や研究費に関する不正防止対策推進室の設置、関係規則等の整備などにより不正防止を図っている。研究の倫理的配慮のために首都大学東京研究安全倫理委員会を設置している。セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに関しても運営委員会を設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

教育研究審議会では、学長のリーダーシップの下で、大学の教育研究に関する重要事項について審議を行っているほか、副学長や部局長が権限と責任を分担するとともに、運営委員会や経営・教学戦略委員会の設置により、広範にわたる学長の権限に属する事項についての意思決定を適切に行っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員からのニーズは通常の種類委員会等を通じて、また学生からのものはアンケート、投書箱、自治会要望を通じて把握し対処している。学外者からは経営審議会の学外委員の意見や東京都が行う法人評価委員会の指摘を把握しており、学生派遣プログラムの実施などの学生の国際交流の推進や当該公立大学法人が経営している2大学1高等専門学校との連携強化など、管理運営に反映させている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、監査計画に基づき、業務及び会計について監事監査を実施し、指導・助言を行っている。また、経営審議会に出席し、適宜助言を行うとともに、重要文書の確認や監査法人の監査に係る対応について、指導・助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

人材育成の指針として策定した『人材育成プログラム』に基づき「職員研修実施計画」を作成し、職場外研修、職場内研修、自己研修を柱として体系的な研修を実施している。

職場外研修では、職区分ごとに実施するキャリアアップ系研修やスキルアップ系研修、全職員を対象とした実務系研修を実施し、また、海外研修も実施している。職場内研修（OJT）では、平成21年度よりチューター制度を導入し新規採用職員の育成を図るほか、法人職員として必要な基礎力、知識等の学習を促す取組である「法人職員基礎知識理解度測定」の実施や各職場のOJT推進責任者である各管理職を対象とした悉皆研修の実施など、OJTが組織的取組となるよう研修を通じて働きかけを行っている。さらに、自己研修として、大学の国際化を支える職員を育成するための語学研修（英語）や資格取得支援制度など自己啓発の取組を支援する制度も導入している。平成22年度には、20種以上の研修を計画している。なお、「法人職員基礎知識理解度測定」では、法人職員として習得すべき基礎知識を網羅した『法人職員ハンドブック』を利用している。

このほか、高等教育機関の職員として必要なSDを推進するため、FDと連携した取組や公立大学協会・大学セミナーハウス等、他機関が実施するセミナー等も活用している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断す

る。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

中期計画に定められている管理運営に関する方針に基づき、定款、業務方法書及び規則規程類を整備している。また、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用及び各構成員の責務と権限を定款、規則規程類の中で明確に示している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況、規則、中期計画、年度計画、業務実績報告などはすべてウェブサイト上に掲載し、教職員がアクセスできるだけでなく、学内外からアクセスも可能である。

教職員向けに、事業概要や学報に加え、平成 21 年度から大学の活動状況に関する経年的なデータや情報をまとめた「首都大学東京基礎データブック」を作成し、大学の活動状況に関して周知を図っている。

各部局等、各運営委員会を所管する事務組織が多岐にわたるデータや情報を把握しているが、当該大学では、各種のデータや情報を一括管理し、必要に応じて提供する組織的な仕組みについては不十分であると認識しており、今後、改善すべく検討している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

各学部・系、研究科等からの委員及び関係課長等で構成される自己点検・評価委員会と、部局ごとに置くその部会が資料、データを収集し、自己点検・評価を行っている。

年度ごとに業務実績報告があり、中期計画に基づく各年度計画の実施状況について、自己点検・評価を行い業務実績報告書として取りまとめ、東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告している。

また、平成 19 年度から認証評価機関の大学評価基準に基づく自己点検・評価活動を開始し、平成 21 年度には、平成 22 年度の認証評価の受審に向けた自己評価書の作成を行っている。各部局の取組としては、それぞれ部局別自己評価書を作成しており、自己評価書に基づき外部評価受審を実施している部局もある。

自己点検・評価活動の公表については、業務実績報告書及び法人評価委員会による評価結果をウェブサイトにて公表している。また、各部局によって取組は異なるが、ウェブサイトで公表したり、自己点検評価書を製本し関係機関へ配布したりしている。さらに、教育・研究活動の総合的な状況について、部局、専攻ごとに年報やアニュアルレポートを作成し公表している。なお、認証評価機関に提出する自己評価書については、認証評価機関への提出後に、冊子・ウェブサイトによる公表を予定している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己



点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

業務実績報告書を東京都へ提出した後、東京都地方独立行政法人評価委員会の評価を受けている。また、一部の研究科・専攻において外部評価を受審している。

各研究科・専攻等における専門分野別の外部評価については、法曹養成専攻、理工学系・理工学研究科、都市環境学部・都市環境科学研究科、システムデザイン学部・システムデザイン研究科で実施している。

平成22年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

業務実績報告書作成に係る自己評価及び法人評価委員会による評価において評価の低かった項目に対して、改善計画を策定し、改善状況を翌年度の業務実績報告に反映させている。

認証評価機関の大学評価基準に基づく平成19年度及び平成20年度全学版自己評価書（試行版）作成後、「改善に向けて検討すべき事項」を自己点検・評価委員会がまとめ、教育研究審議会での審議を踏まえた上で、各事項を所管する委員会、部局及び事務組織に検討を依頼し、改善への取組を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学のウェブサイト、大学案内、大学説明会、研究シーズ発表会、産学交流会、公開講義等を通じ、情報の発信に努めている。

研究科や専攻では、年報等を作成し、冊子やウェブサイト上での公表を行っている。また、研究室の公開や高校生向けの講座の開講、産学公連携の推進を図るための研究成果発表会を行っている。なお、大学における学術研究成果を電子的に集積し広く公開・発信するための機関リポジトリについては、平成23年1月の公開を目指し、現在、具体的な運用方法等の検討を行っている。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 人材育成の指針として策定した『人材育成プログラム』に基づき「職員研修実施計画」を作成し、職場外研修、職場内研修、自己研修を柱として体系的な研修を実施している。



## < 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 首都大学東京

(2) 所在地 東京都八王子市

#### (3) 学部等の構成

学部：都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部

研究科：人文科学研究科、社会科学研究科、理工学研究科、都市環境科学研究科、システムデザイン研究科、人間健康科学研究科

関連施設：大学教育センター、国際センター、オープンユニバーシティ、図書情報センター、戦略研究センター

#### (4) 学生数及び教員数（平成22年5月1日現在）

学生数：学部 7,000人、大学院 2,216人

専任教員数：707人

助手数：3人

### 2 特徴

#### ①首都大学東京の設置の目的及び経緯

首都大学東京は、東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学を再編・統合し、「大都市における人間社会の理想像の追求」を使命とする新しい理念に基づき、平成17年4月に開学した。

これまで都立の各大学で培われてきた学術の各分野における基盤的な教育研究を深化・発展させることを目的とし、幅広い専門分野を擁する都市教養学部を置いている。特に大都市共通の3つの課題（都市環境の向上、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築、活力ある長寿社会の実現）を重点テーマとし、これに対応した学部として、都市環境学部、システムデザイン学部及び健康福祉学部を置いている。

大学院は統合前の大学の構成を引き継いだ形で開学したが、平成18年度からは、学術体系に沿った研究科である、人文科学研究科、社会科学研究科及び理工学研究科に加えて、大都市の課題に対応した都市環境科学研究科、システムデザイン研究科及び人間健康科学研究科の計6研究科構成に再編した。

#### ②教育研究等の特色

首都大学東京では、大都市の課題を解決し社会の各分野でリーダーシップを発揮し得る人材を育成することを

目標の一つとし、自ら問題を発見し考える力を育てるための教育に力を入れている。そのため、幅広い視野や創造性を養うことをねらいに、基礎・教養教育は全学共通の内容とし、課題解決に必要な技法や表現力を育成する基礎ゼミナールや、都市に関するテーマに沿って幅広い学問を学ぶ都市教養プログラムを実施している。

専門教育においては、大学院まで視野に入れ、基幹的科目から実践的科目まで体系的に学ぶことにより、各分野における学問の方法やものの見方を身に付けさせる教育を行っている。特に、少人数の授業を多く取り入れ、教員が学生と向き合い、一人ひとりを大切にすきめ細かくて質の高い教育を実践している。

大学院においても、前身の大学の時代の当初から博士課程を設置して、創造力と応用力を備えた数多くの国際的な研究者・技術者・教育者を育成してきた。大学統合後も、組織的な大学院教育改革推進プログラムに4件採択されるなど、大学院教育に力を入れている。

研究活動では、21世紀COEプログラムへの採択をはじめ、高い水準の実績を有しており、幅広い学術の諸領域における基礎研究を重視するとともに、都立の大学として、都市に関する研究や、都政と連携した研究、産学公連携など、具体的課題の発見と解決にも取り組んでいる。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

首都大学東京の基本的な目標

### ○重点課題

首都大学東京では、大都市における人間社会の理想像の追求を大学の使命とし、特に次の3点をキーワードに、大都市東京ならではの都市に立脚した教育研究に取り組む。

#### ① 都市環境の向上

さまざまな環境問題に対し、物資の循環や都市基盤配置の視点から貢献していく。

#### ② ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築

工学系各専門領域の融合と、産業社会を支えるシステムについて、より人間の立場にたった都市社会を支えるシステムの構築を目指す。

#### ③ 活力ある長寿社会の実現

医師と保健医療職との十分な連携や、在宅医療等への要請が高まるとともに、障害を持ちながら自立して生活する人々への地域ケアのあり方などに貢献する。

### ○教育

学生にとって、大学は生きた学問を修得できる場となるべきである。意欲ある学生一人ひとりの自主性を尊重し、大都市の特色を活かした教育を実施し、広く社会で活躍できる人材の育成を図る。

### ○研究

「大都市」に着目した高度な研究を推進し、大学の存在意義を世界に示す。大学の使命に対応した研究に、学術の体系に沿った研究を有機的に結合させ、研究を推進する。

### ○社会貢献

都政との連携を通し、東京都のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、企業、民間非営利団体（NPO）、教育研究機関、行政機関等と協力、連携し、大学の教育研究成果を社会に還元し、都民の生活、文化の向上・発展、産業の活性化に貢献する。「地場優先」の視点に立って大都市東京の現場に立脚した教育研究及びその成果の地域への還元に取り組む。

### 【首都大学東京】

首都大学東京は、東京都における学術の中心として、東京圏の教育機関及び研究機関等と連携して、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、大都市の現実に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。

### 【都市教養学部】

都市教養学部は、人文・社会系諸学、法律学・政治学、経営学・経済学、理学・工学、都市政策学の最先端の内容を教授研究し、それぞれの分野の学士に相応しい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る各分野の専門家を養成することを目的とする。

### 【人文・社会系】

都市教養学部人文・社会系は、世界の多様な文化・芸術と人文・社会系諸学の基礎を修得し、それぞれの分野の研究方法を身につけて、その成果を社会に発信する能力を培うことにより、柔軟な思考と広範な知識に支えられた優れた人材を育成することを目的とする。

**【法学系】**

都市教養学部法学系は、法律学、政治学における最先端の内容を教授研究し、学士（法学）に相応しい高度の知識と応用力を身につけさせ、我が国の発展を牽引し得る専門家を養成することを目的とする。

**【経営学系】**

都市教養学部経営学系は、社会経済及び企業、ビジネスについての幅広い知識を教授研究し、様々な問題解決能力を培い、経営学、経済学を探究する人材を養成することを目的とする。

**【理工学系】**

都市教養学部理工学系は、自然科学と科学技術に関する深い理解・知識、論理的考え方・手法を教授研究し、問題解決能力を培い、広い視野を有し、理工学を基盤として、社会における課題・情勢に対して、適切に対応できる能力を備えた人材を養成することを目的とする。

**【都市環境学部】**

都市環境学部は、持続的に発展し得る都市を構築する科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素を究理、解析する能力を培い、都市環境の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。

**【システムデザイン学部】**

システムデザイン学部は、ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築を使命とし、自然科学に主たる基礎を置く関連諸分野を横断的に複合・融合化するという理念のもと、システムとデザインに芸術的な要素も包含した新しい知の体系を総合的に教授研究するとともに、幅広い教養と豊かな知識を先進的なシステムデザインに応用する能力を培い、創造性豊かな技術者・研究者を養成することを目的とする。

**【健康福祉学部】**

健康福祉学部は、活力ある長寿社会の構築に貢献することを理念として、保健医療に関する幅広い知識及び専門の学術を教授研究し、高い見識及び実践能力とともに豊かな人間性を備えた人材を育成し、保健医療の向上及び健康・福祉の増進に寄与できる保健医療職及び専門分野における将来の指導者を育成することを目的とする。

**【首都大学東京大学院】**

首都大学東京大学院は、広い視野に立って、専門分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。

**【博士前期課程】**

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

**【博士後期課程】**

博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業

## 首都大学東京

務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

### 【専門職学位課程】

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

### 【人文科学研究科】

人文科学研究科博士前期課程は、広い視野に立って人文・社会諸科学の精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

人文科学研究科博士後期課程は、人文・社会諸科学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

### 【社会科学研究科】

社会科学研究科博士前期課程は、広い視野に立って社会科学の精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

社会科学研究科博士後期課程は、社会科学の各分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

社会科学研究科専門職学位課程は、法律学及び隣接諸科学を教授研究し、法律実務の能力を培い、法曹実務家を養成することを目的とする。

### 【理工学研究科】

理工学研究科博士前期課程は、自然科学と科学技術の広範な知識、考え方、方法を教授研究し、研究能力と柔軟な問題解決能力や説明能力を培い、国際的視野を有し、創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。

理工学研究科博士後期課程は、自然科学と科学技術の先端的な知識、考え方、方法を教授研究し、自立して研究活動を行う研究能力と中長期的な課題の探索発見力を培い、国際的な牽引力を有し、卓越した創造力と応用力を備えた研究者、教育者及び技術者等を養成することを目的とする。

### 【都市環境科学研究科】

都市環境科学研究科博士前期課程は、都市の文化を継承・発展させながら、都市空間に居住する人間が豊かに生き生きと活動できる安全・安心・快適で美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素を究理する方法論を修得させ、各要素間の相互作用を解析する能力を培い、都市の課題を発見し解決し得る先導的人材を養成することを目的とする。

都市環境科学研究科博士後期課程は、豊かで美しい都市環境の下に持続的に発展し得る都市を構築する為の科学体系としての都市環境科学を教授研究し、都市環境を構成する人間、物質、エネルギー、情報、人工物、自然の各要素について、その存在密度や状態の空間的・時間的変化の観測と解析を基礎に、各要素間の相互作用を解明する能力を培い、任意の空間・時間における各要素の予測・設計・制御が可能となる方法論を究理し得る先導的な研究者及び高度技術者を養成することを目的とする。



【システムデザイン研究科】

システムデザイン研究科博士前期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム、要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を迫及し、課題発見・解決型演習やインターンシップなどを通して実践的に実社会のニーズを捉える能力を培い、その成果を公開期末評価法により広い視野からの評価を行うことにより、総合的観点からの問題解決と設計が可能な技術者及び研究者を養成することを目的とする。

システムデザイン研究科博士後期課程は、大規模なシステムが有する多様な問題の解決を目指し、システム、要素に関する領域を科学的横断的に俯瞰し、数理的・論理的手法を主たる基盤として、人間的要素も視野に入れたシステムデザイン学を迫及し、専門分野を異にする複数教員による公開期末評価を行い学位の品質を保証することにより、国際的に通用する高度な研究者及び技術者を養成することを目的とする。

【人間健康科学研究科】

人間健康科学研究科博士前期課程は、実践的及び研究的な観点から人間健康科学を教授研究し、基礎的な研究遂行能力と幅広い教養、深い専門知識を培い、高度実践的専門家及び研究者を育成することを目的とする。

人間健康科学研究科博士後期課程は、多角的な観点から人間健康科学を教授研究し、高度専門知識と国際的にも通用する自立した研究能力を培い、先端的研究者及び各分野の指導的人材を養成することを目的とする。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 大学の目的

本学の目的は、学校教育法第83条及び大学設置基準第2条の2に、本学大学院の目的は、学校教育法第99条及び大学院設置基準第1条の2にのっとりたものとなっている。また、学部、都市教養学部の系及び研究科の目的も各規則等において明記されており、学校教育法の趣旨にのっとりしている。それに加え、東京都が設立団体である公立大学としての特徴を反映した目標も掲げている。

本学及び本学大学院の目的は、学生に対しては履修の手引、各研究科の履修案内及びガイダンス等の機会を通じて、教職員に対しては履修の手引、各研究科の履修案内、法人職員ハンドブック及びウェブサイトにより周知している。同様に、社会一般に対しては大学案内及びウェブサイトにおいて広く公表している。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

本学の学部及び学科等の構成、また、研究科及び専攻の構成は、学士課程及び大学院課程における本学の教育研究の目的達成に適切なものとなっている。なお、今後も研究科、専攻の専門性及び目的や特徴をさらに明確にしていく中で、研究科組織のあり方についても検討を行っていく。

また、本学には、教育研究活動の目的にのっとり、大学教育センター、国際センター、オープンユニバーシティ、図書情報センター及び戦略研究センターの5つが設置され、活動している。

本学の基礎・教養教育は、教務委員会の部会である基礎教育部会が、全学共通科目のシラバスの編纂や時間割編成など実施に係る調整を行い、全学の協働による教育体制を整備している。また、大学教育センターの関係教員が、基礎教育部会等と連携して、基礎・教養教育の円滑な実施と改善に努めている。

教育に関する重要事項を審議するため、全学組織として教育研究審議会を設置するとともに、各学部・系、研究科等に教授会等を置いている。これらの組織は、適切な役割分担のもと定例的に開催され実質的な審議を行っている。都市教養学部のうち、特定の系に属さない都市政策コースの教育活動に関わる重要事項の審議の在り方については、より効率的な形態がないか等、今後検討する必要がある。

全学の教務に関する事項について検討する組織としては教務委員会があり、その下に基礎教育部会が置かれている。また、教育機関としての機能の充実と教育活動のさらなる改善を図るためFD委員会も設けており、基礎教育部会と連携して、授業評価アンケートの実施など、基礎・教養教育における教育方法の改善を図っている。

学部専門教育や大学院教育に関する検討は、各学部・系、研究科に設置している教務委員会部会と各種委員会・分科会や教授会とが連携して行い、その審議内容は議事録として記録のうえ、保管しており、実質的かつ必要な活動を充分に行っている。

#### 基準3 教員及び教育支援者

本学の設置目的を踏まえ、学部のコース等及び研究科の専攻等を単位とする教員組織編制を行い、この教員組織が、責任をもって学部や大学院の教育課程の遂行にあたっている。教育課程の遂行においては、学部、大学院において、大学設置基準等に定められた数を十分に満たした専任教員が主要科目の担当や研究指導にあたっている。

教育組織の活動を活性化させるための措置として、教員採用における公募制（原則）、教員評価制度、サバティカル制度、裁量労働制、優秀教員表彰制度等が導入されている。また、教育活動に関する評価については、自己申告に基づき毎年度実施する年度評価、任期期間の最終年度に実施する任期評価などが実施されている。教員の採用、昇任については、明確な選考基準及び手続きが定められ、それによって、質の高い教員組織の維

持が実現されている。また、学部及び大学院における担当教員の教育内容と研究活動は密に関連している。

外国人教員比率等の状況も踏まえ、本学におけるこれまでの男女共同参画を含むダイバーシティ施策の現状は十分とは言えないという認識の下、本学を多様な背景を持つ人々がこれまで以上に活躍できる組織とするため、平成22年度から新たにダイバーシティ施策行動計画策定PTを設け、ダイバーシティ施策を推進する行動計画案の策定等に着手した。

本学における教育課程を効果的に展開するために、各部門には適切な数の事務職員、技術職員等が配置されている。また、要綱等に基づいてTAなど教育補助者を配置している。

#### 基準4 学生の受入

本学では、教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針が明確に定められ、ウェブサイトや大学案内、学生募集要項などで公表・周知しているほか、大学説明会、進学ガイダンス等にて受験希望者及び学外関係者に説明している。また、募集単位である教育研究分野において、それぞれが「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、区分ごとに学力等を把握するための適切な選抜が実施されており、入学者受入方針は実質的に機能しているといえる。また、入学後の成績等の追跡調査を行い、入学者選抜や、各入試の定員等について改善に努めている。今後も引き続き、入学者受入方針に沿った学生の受入について更なる検証を行い、入学者選抜の改善に反映させていくことが必要である。

学士課程の入学者選抜の実施体制については、入試委員会のもと、学部入試実施部会、多様な入試実施部会、入試制度検討部会及び入試広報部会が役割を分担し、それぞれの機能を担っている。なお、過去に入学者選抜における実施ミスや合格通知書の誤送付が起きたため、入試業務従事者への事前説明を徹底するなど、教職員等への入試業務の理解を深め、円滑に業務が行われるよう努めている。

大学院課程は、研究科によって入学者選抜の方法及び日程等が異なることから、各研究科が研究科長を委員長とする大学院入学志願者選考委員会を設けるなど、適切な実施体制を整備して、主体的に実施している。

このように、すべての入学者選抜は適切な体制の下で、公平性の確保と情報の厳正な管理に努めながら実施されている。

学士課程の入学者選抜においては定員充足率の5年間の平均値が1.05であり、いずれの募集単位も、毎年度、安定的に適正な入学者数を確保している。一方、大学院課程については、募集単位により定員充足率に差がある。本学では、多様な学生を受け入れる環境を整えることを通して、大学院入学定員充足率の適正化に向けた取組を行っている。

#### 基準5 教育内容及び方法

##### <学士課程>

本学の教育課程は、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成するため、基礎・教養教育と専門教育を、両者のバランスにも配慮し提供している。基礎・教養教育では幅広い能力と知識、課題探求・解決能力等を養成することを目指し、文系・理系のバランスの取れた履修を促している。専門教育では、体系的な履修に向け、段階的に構成し、標準履修課程表の学生への周知を行っている。他方、学生の多様なニーズに応えるべく、他学部・系の授業科目の履修や副専攻制度、大学院教育との連携、インターンシップ、早期卒業制度などを実施している。また、単位制度の実質化を図るため、1年次前期の基礎ゼミナールにおける主体的な学習姿勢の涵養、成績評価へのレポートや小テストの加味、eラーニングの利用などを行っている。さらにGPAを活用した成績の把握、少人数の演習・実習を通じた学生に対する緻密な対応などをもとに、学習方法の助言や履修指導を行っている。

教育の目的に照らして多様な授業形態を組合せ、学習指導法についても、本学の教育上の特色である少人数

の利点を活かし、討論などきめ細かい取組を行っている。シラバスは教務委員会が定めた項目及び様式によって作成し、冊子を学生へ配付するとともにウェブサイトに掲載している。さらに、シラバスに対する学生からの指摘などを踏まえた一層の改善への取組を進めている。学生の自主学習への配慮としては、自習室の設置、附属図書館の開放、ウェブサイトへの課題・解答及び関連資料の掲載などを行っている。また基礎学力不足への対応としては、英語の統一試験によるクラス分けや補習授業などを組織的に行っている。推薦入試やAO入試の合格者を対象とした入学前教育を行う学部・系もある。

成績評価及び卒業認定については、基準を策定し、各授業の成績評価方法とともに学生に周知している。成績評価を適切に実施するために、組織的な成績分布状況等の把握、授業科目群ごとの申し合わせなどを行っている。卒業認定は、教授会で最終的に判定している。学生からの成績評価に関する申し立てには、基本的には授業科目担当教員が対応しているが、全学共通科目については基礎教育部会、専門教育科目については多くの学部・系では教務委員会部会等においても対応を行うこととしている。

#### <大学院課程>

本学の大学院課程においては、創造的な能力を持つ研究者の養成等の教育の目的や授与される学位に照らし、修了した者に必要な知識と能力が備わるよう、教育課程を体系的に編成している。

授業科目の内容には、最新の研究成果や学問の進展状況等が積極的に反映されているほか、10月入学、長期履修制度、在学年限の短縮、単位互換など、学生の多様なニーズに対応した配慮がなされている。

文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に4件のプログラムが採択され、専攻共通の講義や大学院生海外派遣事業、大学院生に対する研究費補助事業など、大学院教育の改革に向けた取組が行われている。各プログラムでは、研究成果の発表やセミナーの開催を通じて、大学院生の国際性やコミュニケーション能力を高めるなど、着実な成果を上げている。

各研究科では、学生が自主的に学習に取り組むことができるよう、シラバス等により各授業科目の履修計画を説明しているほか、オフィスアワーの設定や電子メールの利用により教員と学生が常時コミュニケーションをとることができる仕組みを工夫している。

各研究科の教育目的や専攻の特性に応じて、少人数での対話・討論型授業のほか、フィールド型授業、及び実験・実習を積極的に導入している。研究科によっては、専攻共通科目の設置や他専攻の科目履修による分野横断的な履修の自由度を確保している。

夜間に授業を実施している研究科・専攻では、夜間や土曜における授業開講及び研究指導、都心のサテライトキャンパスでの授業開講など、学生に対して様々な配慮を行っている。

修士・博士論文の研究指導は、主指導教員を中心に、複数教員による指導、あるいは中間発表会等により多くの教員が参加する形式によって行われ、客観性、公平性が保たれている。成績評価基準や修了認定基準は、組織として策定し学生に周知している。学位論文についても、審査基準の策定、審査体制の整備がなされ、厳正な審査が実施されている。

#### <専門職学位課程>

本学の法科大学院は、38科目(76単位分)の法律基本科目、実務家教員による法律実務基礎科目等を開講し、実務法曹として必要となる基礎的素養の涵養を行っているほか、実定法学のみならず多くの基礎法学・隣接科目、先端的法律問題を解決する実践的・実務的能力を養成する授業科目、リサーチ・ペーパーの授業科目を開講することにより、教育内容の充実を図っている。また、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を旨とし、専任教員による週1回のオフィス・アワーの実施や、研究者養成大学院を修了した助教による学生の学修支援など、きめの細かい指導を実践している。

成績評価に関しては、教員間で成績評価割合を明確に定め、成績評価分布の相互的な確認を行っているほか、学生には、全科目の成績評価の分布を原則として開示し、期末試験は出題意図・評価基準・期末試験の評価分布を示すなど、成績評価の透明性が非常に高いレベルで制度的に確保されている。さらに、成績評価に不服のある学生に対して不服申立てを認めており、成績評価の客観的正確さが実現するように工夫している。

## 基準6 教育の成果

本学では、その教育目的に照らして教育の成果や効果があがっているかを検証・評価するための取組として、授業評価アンケートを実施している。FD委員会による、全学共通科目についての授業評価アンケートのほか、いくつかの学部・系、研究科等でも専門教育科目や大学院教育についてのアンケートを実施しており、いずれも授業への満足度などについて高い評価を得ている。専門教育科目や大学院教育についてアンケートを実施していない学部・系、研究科等では、本学の特徴である少人数教育の中で、教員が学生の声に耳を傾け、同様の実感を得ている。

授業評価アンケートに加えて、卒業論文・学位論文を含む研究の質、進級・進学状況、資格試験合格率、卒業後の進路等から教育の成果や効果について多面的な検証・評価を行っている。

学士課程、博士前期課程での単位修得状況は適切であり、博士後期課程においても学位授与は少なくない。また、各研究科の大学院生は、研究成果について毎年多くの学会発表、誌上発表を行っており、学会等で優れた発表として表彰されているものも少なくない。国家試験等資格試験の合格率も、理学療法士や作業療法士の合格率が100%に達するなど、全国平均と比較して高い水準にある。

就職決定率は、各学部・系、研究科等における教育内容に沿った業種・職種に就職する卒業生・修了生を含み、学士課程、博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても高い。いくつかの学部・系では、博士前期課程への進学率が70%を超える高さにあるが、このことは各学部・系の目的に沿った教育の成果や効果のあらわれと考えられる。

さらに、本学の卒業生・修了生や、彼らの就職先との意見交換からも、本学の教育の評価が高いことを確認している。本学の教育に関する意見を聴取するため、平成21年度に卒業生・修了生に対するアンケートを試行実施したが、十分なサンプル数が確保できなかった。このため、自己点検・評価委員会において改善策を議論し、平成22年3月卒業生・修了生に対しての卒業・修了後の連絡先調査方法を改善した結果、前年度よりも多くの学生から、今後のアンケート実施に対する同意を得た。

これらの事実から、本学の教育はその成果や効果があがっている。

## 基準7 学生支援等

各学部・系、研究科等とも、前期・後期のはじめ、また、コース及び専門分野の選択の必要に応じて、該当の学生に対して、履修方法やコース及び専攻分野の選択等についてガイダンスを実施している。

学部やコースの特性に応じて、少人数での演習や学年担任制度等の様々な形で、教員がきめ細かく学習相談や助言にあたっている。また、オフィスアワーやメール等も活用して学生からの質問に回答する体制ができています。

学習支援に関する学生のニーズについては、履修相談や学生自治会の代表からの意見聴取や授業評価アンケート、「キャンパス・ボイス」等から把握する努力を行っている。さらに、学年担任が全学生に個別に面接を行う機会を設けている学部がある。

留学生に対しては、新入生向けに年2回ガイダンスを開催しているほか、チューターの配置や、留学生相談員による学習相談、生活相談を研究相談等を実施している。また、国際センター事務室の担当職員による奨学金の申請受付、宿舍の紹介などのサポートを行っている。また、様々なレベルの「日本語」授業等を開講して

いる。

社会人学生に対しては、夜間及び土曜の開講等、仕事と学習を両立しやすい環境を整えている。

障がいのある学生に対する支援については、教務課の職員や受入部局の教員が、施設等教育環境の改善や教科書の点訳、講義方法についての申し合わせ等により学習支援に取り組んでいるほか、日常生活を周りの学生が支援できるよう、手話講習会を実施している。

今後さらに、様々な障がいのある学生への対応としてより効果的な支援等を行っていくには、個々の学生の事情に配慮しつつ、関係者をつないで支援をアレンジしていくための組織的な体制を整備していく必要がある。

学生の自主的学習環境として、全学的な図書情報センター及び情報処理教室等の施設に加え、各学部・研究科において、独自の図書室、共同自習室、院生室、研究室内に学習スペースを設け、学習・研究できる環境を提供している。

生活や進路等に関する相談・助言体制としては、オフィスアワーや担任制度のほか、常勤の教授等からなる学生相談室や学修カウンセラーが、就職に関しては、就職カウンセラーや就職相談員が就職相談を行っている。健康面では、各キャンパスに医務室・保健室を整備し、医師の週1日の診療と看護師の配置をしており、学生からの相談を受けている。また、ハラスメントに関する相談に対応するための仕組みを設けており、各学部・系、研究科等の教職員からなる相談員を配置し、連絡先を周知している。

学生に対する経済面の援助として、授業料が減額又は免除される授業料減免制度や、授業料の一括納付が困難な学生には授業料の分納の制度がある。また、大学院博士後期課程に入学する研究意欲が旺盛で優秀な学生に対し、研究に専念できる環境を提供し、研究を奨励するため、本学独自の「給付型」奨学金制度を設けている。

## 基準 8 施設・設備

本学は教育研究活動に十分に適合する設備と施設を保有し、教育研究施設・設備等を適切に整備、管理し、有効に活用している。各施設の利用についてはそれぞれに規定等が定められ、教職員及び学生に対して周知を図っている。段差を解消するためのスロープ、視覚障がい者用敷石、点字案内の整備やエレベーターの整備など、バリアフリー化への配慮も講じている。

経年劣化が進行している一部の施設については、キャンパスの機能・アメニティ確保のために、現在施設整備計画に基づく改修工事を進めているところである。また、日野キャンパスの一部の建物において、新耐震基準以前に建築された建物があり、十分な耐震性が確保されていないことから、順次建替えを計画している。

I C T環境については「TMUNER 首都大学東京教育研究用情報システム」を構築し、各キャンパスでのP C教室の設置や無線L A Nの整備など、教育課程の遂行に必要な環境を提供している。教職員・学生は講義や自習のために常時インターネット及びメール等の活用が可能となっている。

図書館は、図書情報センターとして本館、日野館及び荒川館が各キャンパスに設置されているとともに、各学系、コースにおける図書室が整備されている。図書情報センターで管理する蔵書は、本館、日野館、荒川館及び各学系・コースが設置している図書室等を合わせて、平成 21 年度末現在和書約 1,165,000 冊、洋書約 664,000 冊である。また視聴覚資料についても約 19,000 点が整備され、有効利用されている。図書情報センターは、本館、日野館及び荒川館共通の図書館業務管理システムにより運営されている。また、選書基準に則り、教員推薦、学生希望、司書職員による選書等を取りまとめている。全学で所蔵している蔵書は、図書情報センター本館のウェブサイトから「蔵書検索 (O P A C)」システムによって検索可能になっている。また、現在、機関リポジトリの取組について平成 22 年度の実現に向け、平成 20 年度から 3 カ年計画で取組を進めている。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム



本学の教育活動の実態を示すデータや資料は所管する部署において適切に収集・蓄積されている。

教育の質を向上するための意見聴取として、基礎・教養教育では授業評価アンケートとして学生による評価（S E）と担当教員による評価（T E）を実施しており、その結果は教職員・学生等の学内構成員にフィードバックされている。また、教育等に関する学生からの要望を受け付ける「キャンパスボイス」の仕組みなどを設けている。専門教育では多くの学部・系、研究科において授業評価アンケートを実施し、その結果が教職員にフィードバックされている。大学院の専攻等の小さな単位では、教員と学生が直接の討論等により情報収集を行っている。

授業評価の結果が教員にフィードバックされることで、具体的な教育改善に繋がった例が報告されている。また、基礎・教養教育における教員による授業評価アンケートの回答を見ると、各授業担当者は授業評価結果等を参考に授業改善の取組を行っており、学生による授業評価アンケートの結果から、個々の教員は継続的に授業を改善し、その質を向上させていると判断する。

学外関係者からの意見聴取は、本学の設立団体である東京都による業務実績評価があり、これを継続的な改善に活用している。各学部・系、研究科では学外アドバイザーによる外部評価や、インターンシップ等の実習先との懇談を通じて学外関係者からの意見聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けた取組を行っている。なお、大学統合後の学年進行完成から間もないことため、卒業生・修了生に対するアンケートは試行的実施にとどまっているが、今後の卒業生からの意見聴取のあり方について、自己点検・評価委員会において検討を行っている。

授業評価アンケートやF Dセミナー、F D活動をまとめた冊子の発行など、全学的にF D活動に取り組んでいる。F Dセミナーは授業評価アンケートの結果等から明らかになった問題や、教員からの要望を参考にテーマを選定し、定期的開催している。各学部・系、研究科においても部局の特性に応じたさまざまなF D活動に取り組んでいる。

教育支援者や教育補助者に対する資質向上の取組のうち、職員に対しては、人材育成プログラムに基づき計画策定のうえ、研修の機会を設けているとともに、学外への研修へ派遣するなど、様々な研修が実施されている。T A等に対する研修は、個々の教員による個別指導や、授業開始前の予備実験、指導方法のガイダンスなど、部局ごとの特性に応じて実施している。

## 基準 10 財務

資産は、公立大学法人化に伴い東京都からの出資を中心に構成され、安定した教育研究活動が十分に遂行可能な資産を有しており、債務も過大ではない。

主な経常的な収入は、東京都からの運営費交付金、学生納付金等の自己収入及び外部資金から構成されている。教育研究活動を安定して遂行できるように、運営費交付金以外の収入の安定的確保を図るために、国の競争的資金を含めた外部資金の獲得に向けた取組を強化して増収を図っている。

収支に係る計画については、中期計画、年度計画において定めており、それらをウェブサイトで公開することにより、広く一般に公開している。

各年度において当期総利益を計上しており、短期借入れも行っていないことから、計画に沿った経費執行が適切に行われ、支出超過とはなっていない。

本学の予算は、経営審議会の議を経て理事長が決定した毎年度の予算の見積方針に基づき、経営審議会の議を経て理事長が決定する。教育研究活動に要する経費については、経常的な事業にほぼ前年度並の予算を確保するとともに、「改革加速アクション・プログラム」や「首都大学東京の将来像」に掲げた事業に対して重点的に配分するなど、適切な予算配分を行っている。

財務諸表については、法令に基づき東京都知事の承認後、決算報告書、事業報告書、監事監査報告書及び独

立監査法人の監査報告書とともにウェブサイトに掲載するなど適切に公表している。

財務に関する監査は、本学の監査関連規程に基づく監事監査及び内部会計監査、法令に基づく会計監査人による監査が実施され、適正に行われている。

#### 基準 11 管理運営

経営審議会、教育研究審議会及び経営・教学戦略委員会等が、それぞれの役割分担のもと、管理運営を行う組織として適切に機能している。事務組織についても、法人統括機能と大学・キャンパス管理機能とで役割を明確にし、必要な人員配置を行うとともに、教育研究組織と適切に連携できる体制となっている。

危機管理等に係る体制については、法人統括部門が所掌しており、緊急時の連絡体制や感染症発生時の報告・意思決定体制の整備、対策物資の備蓄等を推進している。また、コンプライアンス面でも倫理規程を整備するなど予防対策を講じている。

学長の下に、2名の副学長と部局長を置き、権限と責任を合理的に分担することにより、学長のリーダーシップのもと、全体として効果的な意思決定を行うことができる組織としている。

教職員及び学生、その他学外関係者のニーズは、各種会議、アンケート、法人評価委員会による評価等、様々な機会を捉え、その把握を行っており、学内で共有し改善に生かしている。

職員の資質の向上のために、人材育成の指針として「人材育成プログラム」を策定し、職員研修実施計画に基づき、体系的に各種研修を実施しているほか法人職員として習得すべき基礎知識のテキストとして「法人職員ハンドブック」を作成している。

管理運営に関する方針を中期計画の中で明確に定めている。また、定款に基づき業務方法書及び規則規程類を整備している。管理運営に関わる委員や役員の選考・採用及び各構成員の責務と権限等も明確に示している。

大学の活動状況に関するデータや情報について把握はされているが、各種のデータや情報を一括管理し、必要に応じて提供する仕組みについては不十分であり、今後の課題として、自己点検・評価委員会において情報収集・管理の一元化の検討を行っている。

大学の活動について、自己点検・評価活動が実施され、結果は公表されている。各部局においても自己評価書や外部評価の結果をウェブサイトなどで公表する取組を行っている。

評価結果を改善に結びつける継続的な取組として、法人評価委員会の評価結果を受けて、改善計画を策定・実施しているほか、認証評価機関の大学評価基準に基づく自己点検・評価活動から明らかになった「改善に向けて検討すべき事項」を、各部局、関係部署等へ周知して、改善を促している。

教育研究活動の状況やその成果に関する情報については、様々な媒体や機会を通じ、社会への発信を行っている。

